

第4章 災害応急対策計画

地震・津波災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、県及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等は以下のとおりとする。

なお、災害が発生するおそれがある段階で、国の災害対策本部が設置され、災害救助法が適用となった場合には、知事が必要な救助を行うこととなることから、県は、被災が予想される市町村長との連携を密にするものとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第1節 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達

防災活動に万全を期するため、以下のとおり津波警報等、津波予報及び地震、津波に関する情報の発表及び伝達を迅速かつ適切に実施するものとする。

1 実施責任者

(1) 津波警報等、津波予報及び地震、津波に関する情報の発表

気象庁

(2) 津波警報等、津波予報及び地震、津波に関する情報の伝達

気象庁

青森地方気象台

県(各部局)

市町村

防災関係機関

2 実施内容

(1) 情報の種類と発表基準

気象庁が発表する津波警報等は、次のとおりである。

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報

(ア) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、津波警報等を津波予報区単位(青森県太平洋沿岸、陸奥湾及び青森県日本海沿岸)で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態である

ことを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合	10m 超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(イ) 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

イ 津波情報

(ア) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻(注2)や予想される津波の高さ(発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(注3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(注4)

(注1)「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2)この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3)津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(注4)沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注)沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(イ) 津波情報の留意事項

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

ウ 津波予報

(ア) 津波予報の発表等

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(イ) 各津波予報区に該当する本県の市町村

青森県太平洋沿岸……大間崎北端以東の太平洋沿岸

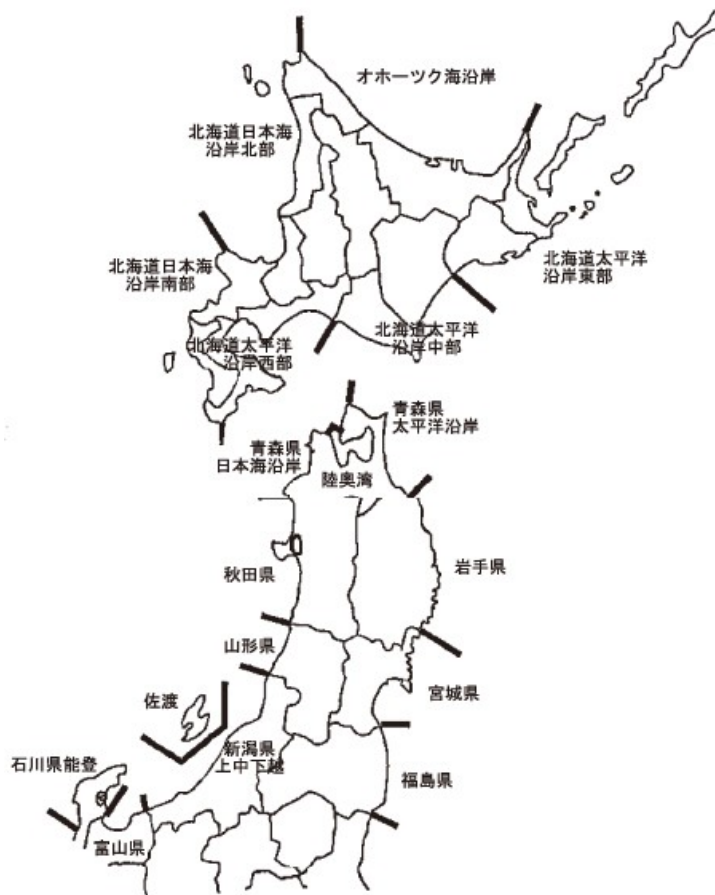
大間町、風間浦村、むつ市、東通村、六ヶ所村、
三沢市、おいらせ町、八戸市、階上町

陸奥湾……外ヶ浜町平館からむつ市脇野沢までの陸奥湾沿岸

むつ市、横浜町、野辺地町、平内町、青森市、蓬田村、外ヶ浜町

青森県日本海沿岸……大間崎北端以東の太平洋沿岸及び外ヶ浜町平館から

むつ市脇野沢までの陸奥湾を除く日本海沿岸
大間町、佐井村、今別町、外ヶ浜町、中泊町、
五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町



エ 地震情報

気象庁及び青森地方気象台は、次により地震に関する情報を発表する。

(ア) 地震情報の種類、発表基準及び内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。

震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない) 	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報(注)	<p>以下のいずれかを満たした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報(警報)を発表した場合 	<p>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</p>
各地の震度に関する情報(注)	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上 	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</p> <p>※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。</p>
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上 	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。
遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード7.0以上 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<p>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</p>

その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
--------	--------------------------------	---

(注)気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

(イ) 地震情報に用いる地域名称

	地域名称	地域に含まれる市町村
青 森 県	青森県津軽北部	青森市、五所川原市、つがる市、東津軽郡、北津軽郡
	青森県津軽南部	弘前市、黒石市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡
	青森県三八上北	八戸市、十和田市、三沢市、上北郡、三戸郡
	青森県下北	むつ市、下北郡

(2) 情報の伝達及び必要な措置

ア 情報の伝達

(ア) 青森地方気象台は、上記(1)の津波警報等及び地震・津波に関する情報等を県、県警察本部、青森海上保安部、八戸海上保安部、青森河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。

(イ) 県(防災危機管理課)は、青森県防災情報ネットワークにより、速やかに県出先機関、市町村及び消防本部に伝達する。特に、特別警報に位置づけられる大津波警報について通報を受けたときは、直ちに青森県防災情報ネットワークにより市町村へ通知する。

(ウ) 県警察本部は、各警察署に通知し、各警察署は、津波警報等を市町村に伝達する。

(エ) 青森海上保安部及び八戸海上保安部は、所属船艇に伝達する。また、必要に応じ所属船艇により港内在泊船舶に伝達するとともに、港則法に基づく船舶に対する避難勧告等の措置を講じる。

(オ) 放送機関は、直ちに放送する。また、県民への周知を図るため、放送回数を考慮の上、放送する。

(カ) その他の機関にあつては、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講じる。

(キ) 市町村は、上記のほか全国瞬時警報システム(J-ALERT)等により受信する。

(ク) 市町村は、直ちに住民及び関係ある公私の団体に周知する。

また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線(戸別受信機を含む。)を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(ケ) 国、県、市町村は、住民等に警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線(戸別受信機を含む。)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、インターネット、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等の活用により、伝達手段の多重化、多様化を図る。

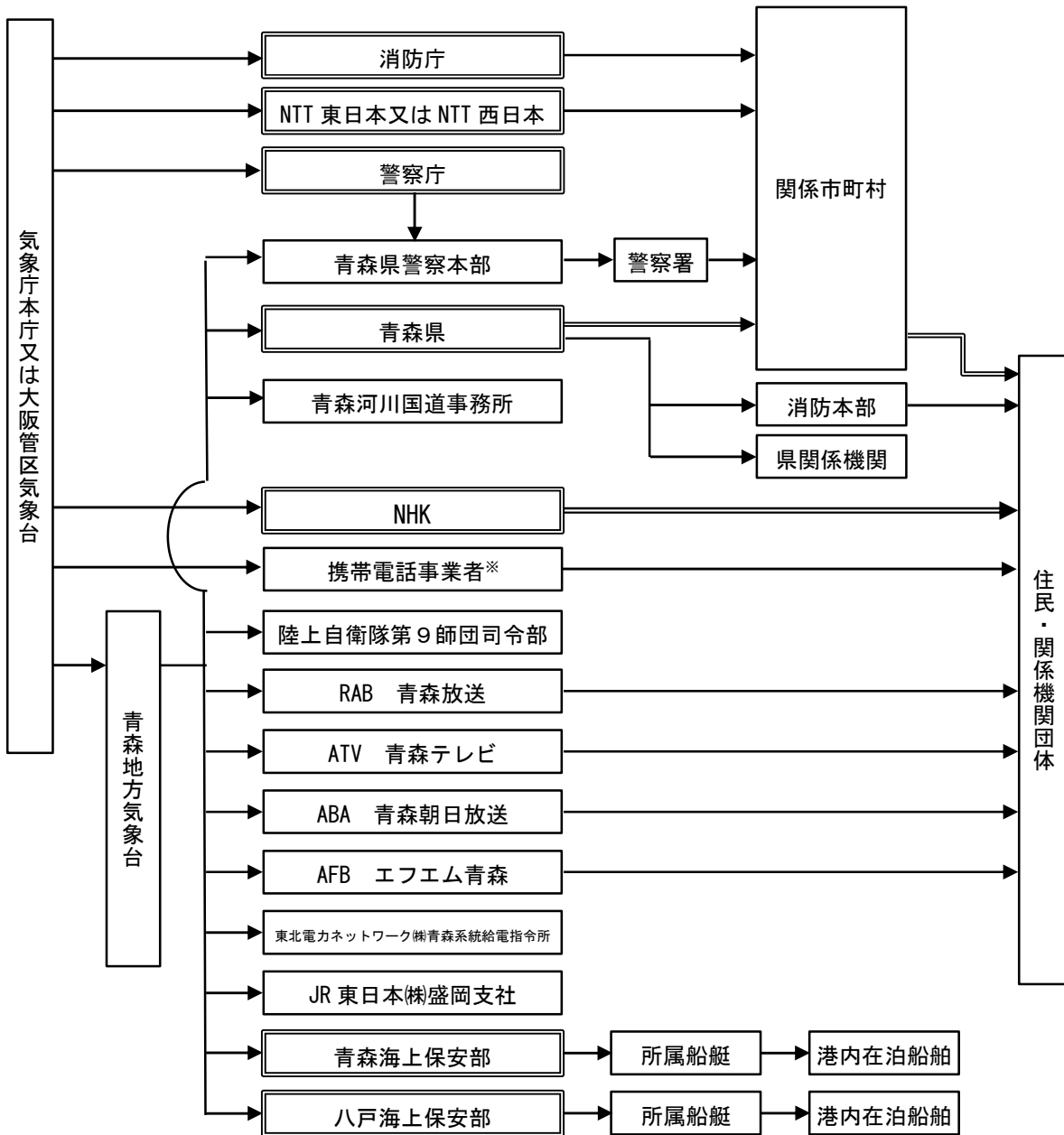
イ 必要な措置

(ア) 沿岸地域の市町村は、強い揺れ(震度4程度以上の地震)を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。

- a 気象庁等から発表される津波警報等を受信し、必要な体制を整えるとともに、海岸から離れた高台等の安全地域からの目視、監視カメラ等の機器等を用いて海面の状態を監視する。
- b 市町村に対する津波警報等の伝達は、テレビ、ラジオ放送により情報を得る方が早い場合があるので、地震発生後は放送を聴取する。
- c 市町村長の判断で、沿岸の住民、海水浴客、釣人等に対し、防災行政無線(同報無線)、広報車等により、直ちに海岸から退避し、安全な場所に避難するよう指示する。

ウ 沿岸地域の市町村は、引き波等異常な水象を知ったときは、県、県警察及び関係機関に通報するとともに、上記(ア)に準じた措置を行う。

津波警報等・地震情報等に関する伝達系統図



※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

(3) 青森県震度情報ネットワークによる震度情報の伝達

県は、迅速な初動活動の実施及び広域的な応援体制の確立のため、青森県震度情報ネットワークにより収集した県内の震度情報を青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムにより、速やかに県出先機関、市町村及び消防本部に伝達する。

(4) 災害が発生するおそれのある異常気象発見時の通報

ア 災害が発生するおそれのある異常気象とは、次のものをいう。

(ア) 地象に関する事項

群発地震

数日間にわたり、体に感じるような地震が頻繁に発生する場合

(イ) 水象に関する事項

異常潮位

津波、周期的な海面変動、その他潮位に異常を認めるとき

イ 通報及び措置

(ア) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

(イ) 警察官、海上保安官の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市町村長に通報するとともにそれぞれ警察署あるいは海上保安部に通報する。

(ウ) 市町村長の通報

通報を受けた市町村長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

a 青森地方気象台

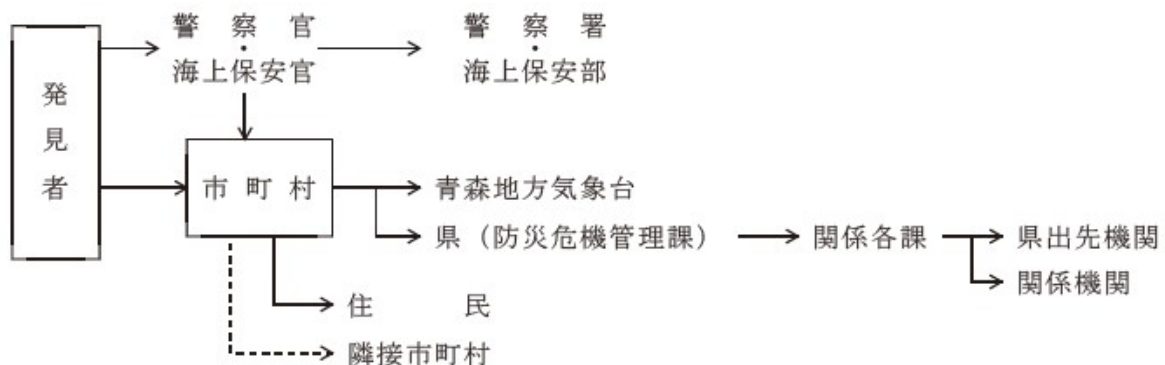
b 県(防災危機管理課)

(エ) 県の措置

通報を受けた県(防災危機管理課)は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため、必要に応じ、関係機関に通報するとともに、庁内各部局に通報する。

各部局は、必要に応じそれぞれ出先機関に通報する。

通報系統図



(5) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置付けられる。

(注)緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

イ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達する。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。

消防庁は気象庁から受信した緊急地震速報を全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、地方公共団体等に伝達するものとする。

市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線(戸別受信機を含む。)を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

ウ 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まず、自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> <ul style="list-style-type: none"> ・ あわてて外へ飛び出さない。 ・ その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・ 扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> <ul style="list-style-type: none"> ・ あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・ 吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

エ 普及啓発の推進

県及び市町村は、青森地方気象台その他の防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性(地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることについて知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合があること。)や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を見聞きした時の適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

(資 料)

- 気象予警報等の種類別伝達先 (資料編4-1-1)
- 防災関係機関連絡先 (資料編4-1-2)

第2節 情報収集及び被害等報告

迅速かつ適切な応急対策を実施するため、以下のとおり情報収集を行うものとする。

1 実施責任者

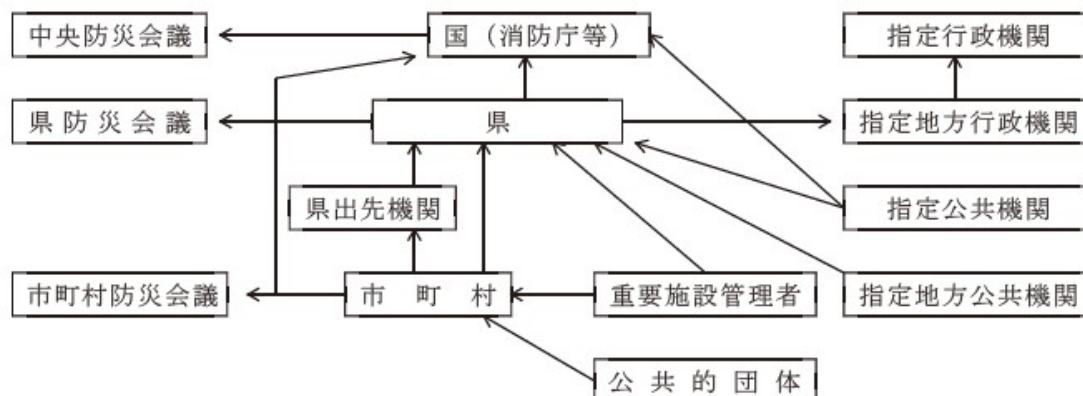
県(各部局)
市町村
防災関係機関

2 実施内容

(1) 情報収集、伝達

各機関は、それぞれの所掌する事務又は業務に関して、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに関係機関に伝達する。

総括的な災害情報収集系統図



ア 災害が発生するおそれがある段階

(ア) 市町村の措置

市町村は、速やかに市町村職員及び地区情報調査連絡員により災害情報の収集に努め、その結果を県(防災危機管理課)に報告する。

(イ) 県の措置

県(防災危機管理課)は、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関からの報告を取りまとめ、県関係部局及び関係機関に報告する。

イ 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階

(ア) 市町村の措置

a 市町村(消防機関)は 119 番通報が殺到する状況等の情報を県(防災危機管理課)及び国(消防庁)に報告する。

b 市町村は、災害が発生した場合、又は拡大するおそれがある場合、次の状況を把握し、県(県に報告ができない場合は消防庁)に青森県総合防災情報システム等により逐次報告する。

(a) 人命危険の有無及び人的被害(行方不明者の数を含む。)の発生状況

- (b) 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- (c) 避難の必要の有無又は避難の状況
- (d) 住民の動向
- (e) その他、災害の発生拡大防止措置上必要な事項
- (f) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は、県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡するものとする。

c 市町村は、地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を観測した場合、被害の有無を問わず、第一報等について消防庁に対しても直接通報を行う。

(イ) 県の措置

県は、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関からの報告を取りまとめ、119番通報が殺到する状況等を含め災害の全般的な状況について消防庁に逐次報告(下記表)するとともに、必要に応じ関係省庁や関係市町村等に連絡する。県関係部局は、表1により被害状況を把握する。

区 分		平日(9:30~18:15) *応急対策室	左記以外 *宿直室
NTT回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	90-43422	90-49102
	F A X	90-49033	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	[8] 048-500-90-43422	[8] 048-500-90-49102
	F A X	[8] 048-500-90-49033	[8] 048-500-90-49036

表1 県各部局の災害情報収集手順

部	調 査 事 項	報 告 (調 査) 系 統
危機管理局	災害即報(119番通報が殺到する状況等、災害の全般的な状況) ガス供給停止状況 原子力施設の被害	防災危機管理課 ← 市町村 ↑ 消防保安課 ← 各ガス会社 ↑ 原子力安全対策課 ← 各施設
総 務 部	私立学校の被害 県庁舎、公舎の被害(知事部局) 電話の不通状況	財政課 ← 総務学事課 ← 私立学校 ↑ 財産管理課 ↑ 行政経営課 ← 東日本電信電話(株)青森支店等
企画政策部	交通機関の被害	企画調整課 ← 交通政策課 ← 各交通機関
環境生活部	廃棄物処理施設の被害	県民生活文化課 ↑ 環境保全課 ← 市町村、事務組合
健康福祉部	人、住家の被害、救助実施状況 医療施設の被害 防疫の実施状況、水道、生活衛生施設の被害 社会福祉施設の被害	健康福祉政策課 ← 地域県民局地域健康福祉部/福祉こども総室 ← 市町村 ↑ 医療薬務課 ← 地域県民局地域健康福祉部保健総室 ← 市町村 ↑ 保健衛生課 ← 地域県民局地域健康福祉部保健総室 ← 市町村、事務組合 ↑ 地域県民局地域健康福祉部福祉総室 ← 市町村(民間、公立施設)/福祉こども総室 ↑ 施設所管課 ← 県立施設(委託施設含む。)

部	調査事項	報告（調査）系統
商工労働部	商工業施設の被害	商工政策課 ← └── 市町村 └── 商工会議所 └── 商工会
農林水産部	水稲被害 りんご・特産果樹等被害 畑作・野菜・花き・桑樹被害 畜産関係被害 農業関係共同利用施設被害及び農業関係非共同利用施設被害 農業協同組合等の在庫品被害 農地・農業用施設被害 林業関係被害 水産業関係被害 漁港施設関係被害	農林水産政策課 ↑ 農産園芸課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村 りんご果樹課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村 農産園芸課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村 畜産課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村 総合販売戦略課 団体経営改善課 構造政策課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村 農産園芸課 りんご果樹課 畜産課 団体経営改善課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村 農村整備課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村 林政課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村 水産振興課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村 漁港漁場整備課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村
県土整備部	河川、海岸、道路、橋梁、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道被害、水防活動実施状況 港湾空港施設被害 都市計画施設（公園緑地）被害 公営住宅被害 道路不通状況、除（排）雪状況 公営企業施設被害	監理課 ↑ 整備企画課 ↑ 河川砂防課 ← 地域県民局地域整備部 ← 市町村 道路課 ← 東北地方整備局 都市計画課 ← 青森河川国道事務所 港湾空港課 ← 地域県民局地域整備部 ← 市町村 港管理所 空港管理事務所 東北地方整備局 青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所 都市計画課 ← 地域県民局地域整備部 ← 市町村 建築住宅課 ← 市町村 道路課 ← 地域県民局地域整備部 ← 市町村 八戸工業用水道管理事務所
観光国際戦略局	観光施設の被害	観光企画課 ← 市町村（民間、公立施設）
エネルギー総合対策局	停電状況	エネルギー総合対策局 ← 東北電力ネットワーク(株)青森支社
教育庁	文教施設被害状況（私立学校を除く）	教育政策課 ← 教育事務所 ← 市町村教育委員会 ↑ 県立学校、教育機関
警察本部	災害全般の被害状況（110番通報が殺到する状況等を含む。）	警備第二課 ← 警察署 ← 交番、駐在所 ↑ 市町村

人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、県が一元的に集約調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁に報告する。

人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

また、市町村において行政機能の低下や通信手段の途絶等が発生し、被害情報の報告が十分なされていないと判断される場合には、県は、調査のため職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努めるほか、県、県警察本部、自衛隊のヘリコプターにより、次の事項に重点を置き、速やかに被害状況の偵察を実施あるいは要請し、被害の把握に努める。

県は、被災市町村の情報収集のため県職員が被災地に赴く場合に、どのような情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領をあらかじめ作成するよう努める。

- a 災害発生場所、延焼の状況
- b 道路被害状況(道路交通機能確保状況)
- c 建築物の被害状況(概括)
- d 公共機関及び施設の被害状況
- e 住民の動静、その他

なお、この上空偵察結果は、必要に応じ関係市町村に連絡する。

(ウ) 防災関係機関の措置

防災関係機関は、自己の所管する事項に係る、その被害状況を関係機関に報告する。

ウ 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

(ア) 市町村の措置

市町村は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で様式(資料編 4-2-1)により、災害状況を逐次県(防災危機管理課)に報告するとともに、県の各部局には被害報告様式(資料編 4-2-1)により被害内容等について報告する。また、必要に応じ次の状況を関係機関に報告する。

- a 被害の状況
 - b 避難指示等又は警戒区域の設定状況
 - c 指定避難所の開設状況
 - d 避難生活の状況
 - e 救護所の設置及び活動状況
 - f 傷病者の受入状況
 - g 観光客等の状況
 - h 応急給水の状況
 - i その他
- (a) 当該市町村外の医療機関への移送を要する負傷者の状況
 - (b) 当該市町村外の医療機関又は介護老人保健施設への移送を要する入院者、入所者の状況
 - (c) その他

なお、その際の被害報告区分は、次のとおりとする。

区 分		確 認 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者 軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位
	住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損失が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の倒壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	その住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建築物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の 他 の 被 害	田 の 流 失、 埋 没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のために耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑 の 流 失、 埋 没 及 び 冠 水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文 教 施 設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が適用される砂防のため施設されたもの又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。地すべり等防止法に規定する地すべり防止施設とする。急傾斜地法に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	廃 棄 物 施 設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

区 分		確 認 基 準
その他の被害	電 話	災害により電話不通となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断滅水している戸数のうち最も多く断滅水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。	
公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。	
農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象施設となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設および共同利用施設とする。	
公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。	
そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば水産物、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原料、商品、生産機械器具等の被害とする。

- (注)① 戸数を報告する。又は棟数ならびに世帯数及び人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- ② 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じたことにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- ③ 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(イ) 県の措置

県は、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関からの報告を取りまとめるとともに、県の各部局は、上記イの(イ)により被害の状況を把握し、その内容について被害報告様式(資料編)により被害内容等について主管官庁等に報告する。

(ウ) 防災関係機関の措置

防災関係機関は、所管に係る被害の状況を関係機関に詳報する。

(2) 報告の方法及び要領

ア 方法

(ア) 被害状況等の報告は、青森県総合防災情報システム、青森県防災情報ネットワーク、固定電話・ファックス、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行うものとする。報告を的確に行うため、青森県総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達する。

(イ) 固定電話が途絶した場合は、青森県防災情報ネットワーク又は警察無線等他機関の無線通信設備等を利用する。

(ウ) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

イ 要領

(ア) 被害報告については、速やかな応急対策を実施するため、災害が発生後、直ちに災害の概要・災害対策本部の設置状況等を報告する。

(イ) 被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの、又は特に指示があった場合を除き、一日一回以上行う。

(ウ) 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

(エ) 県への報告を行うに当たっては、青森県総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても青森県総合防災情報システムに入力して行う。

3 応援協力関係

(1) 県は、市町村から被害状況の調査について応援の要請があったときは、これに協力する。

(2) 防災関係機関は、市町村及び県から被害状況の調査について応援の要請があったときは、これに協力する。

4 その他

各機関は機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両等の多様な情報収集手段を活用するよう努める。

災害時において、民心の安定と、応急対策実施の円滑化を図るため、市町村、県出先機関等において、努めて被災者の現状と対策の要求等を聴取する機会をつくる。

(資料)

○ 防災関係機関連絡先 (資料編4-1-2)

○ 被害報告様式 (資料編4-2-1)

○ 災害写真の作成要綱 (資料編4-2-2)

○ ヘリコプターテレビ画像伝送システムの運営及び管理に関する覚書 (資料編4-2-3)

第3節 通信連絡

地震・津波災害時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図る。また、夜間・休日においても対応できる体制の整備を図る。

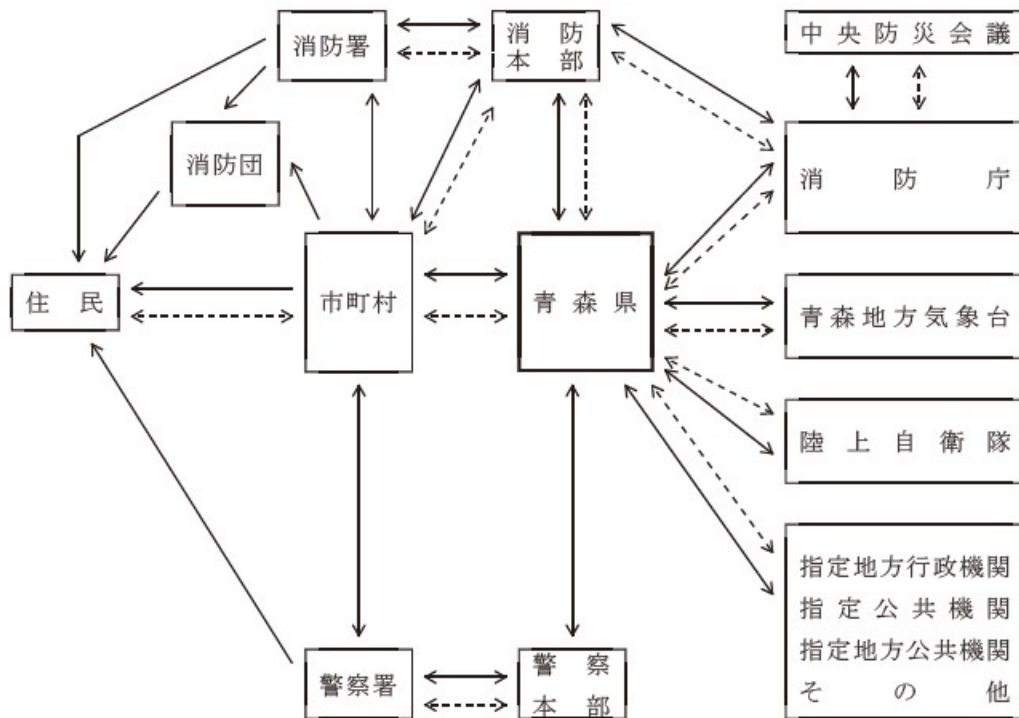
1 実施責任者

- 県(各部局)
- 市町村
- 防災関係機関

2 実施内容

(1) 通信連絡系統

災害時の通信連絡は、次の系統により行う。



凡例

有線又は口頭	———
無線	- - - - -

(2) 通信連絡手段

県、市町村及び防災関係機関は、災害時における通信連絡を的確に行うため、衛星通信、インターネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を活かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

ア 県は、青森県防災情報ネットワークを基幹として、電気通信設備の利用、災害時優先電話の利用、非常通信の利用等の各種の通信連絡手段により、市町村、県出先機関、警察、消防等の防災関係機関と情報連絡を行う。国、他の都道府県との情報連絡は、消防防災無線や中央防災無線(緊急連絡用回線)等を利用して行う。

イ 市町村は、次により情報連絡を行う。

(ア) 青森県防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。

(イ) 保有する防災行政無線(戸別受信機を含む。)又は有線放送を基幹として、その他の手段の活用により、当該地域の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡系統を整備し情報連絡を行う。

(ウ) 災害に関する情報の収集伝達を円滑に行うため、管内の警察署、消防署等の協力を得て情報連絡を行う。

(エ) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一次的には、公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、災害時優先電話等による電気通信設備の優先利用、防災機関等の無線による非常通信の利用、専用通信設備の利用など、各種通信手段の活用により、情報連絡を行う。

ウ 青森県警察本部は、警察無線、警察電話及び各種の通信手段を活用して、各警察署及び各防災関係機関並びに国(警察庁)と情報連絡を行う。

エ その他の防災関係機関は、それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。

(3) 連絡方法

ア 県

(ア) 異常時における連絡方法

a 県災害対策本部が設置されるまでの間、県の通信連絡は、特に定める場合を除き、通常の勤務時間内においては危機管理局防災危機管理課が担当し、夜間、休日等の勤務時間外においては、夜間・休日常駐員が受信し、その内容が緊急を要する場合は、防災危機管理課長(課長不在の場合は危機管理対策グループマネージャー)に連絡し、その指示を受け県関係部局に連絡する。

b 各部局は、情報の収集、伝達に当たらせるため、通信連絡責任者を選任する。

(イ) 災害時における連絡方法

県災害対策本部が設置された場合は、第2章第3節県災害対策本部の組織運営による。

イ 市町村及び防災関係機関

(ア) 市町村及び防災関係機関は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。

特に夜間、休日における通信連絡体制を確立しておく。

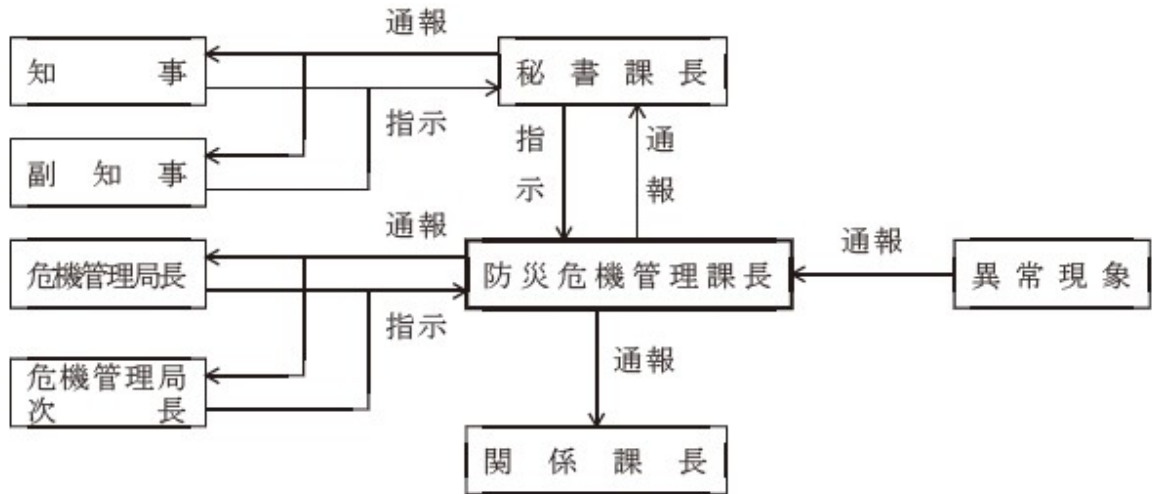
(イ) 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集、伝達に当たらせる。

なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県に報告又は通報しておく。

連絡系統図

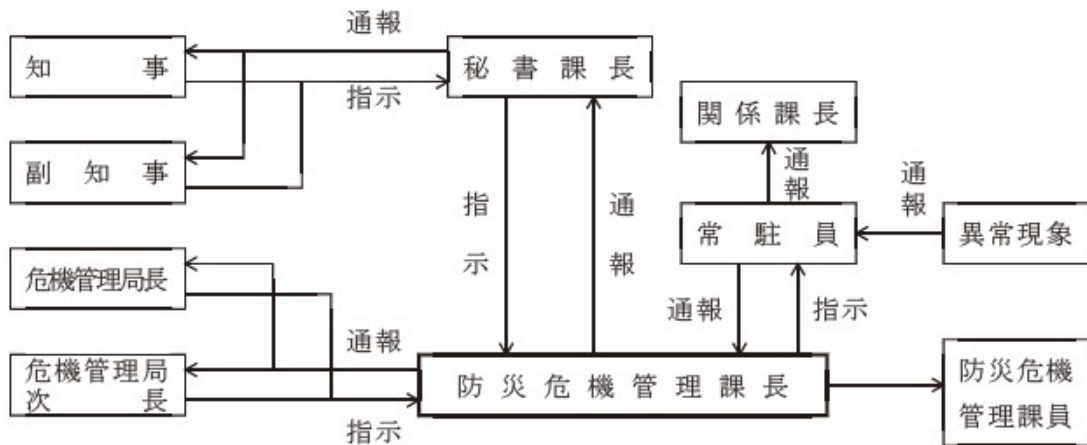
○ 勤務時間内

勤務時間内における連絡は、次により行うものとする。



○ 勤務時間外

勤務時間外における連絡は、次により行うものとする。



(4) 通信連絡

ア 青森県防災情報ネットワーク

光イーサ回線や衛星携帯電話回線等により、県と市町村、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。

(ア) 個別通信

- a 一般通信 平時に音声・文書データの通信を行う。
- b 統制通信 災害時において、統制局が通信範囲を制限して通信を行う。

(イ) 一斉指令

全県一斉、気象全局一斉など、市町村、防災関係機関等に対し、文書データ伝送により一斉指令通信を行う。

(ウ) 映像伝送

統制局から県合同庁舎、市町村、消防本部に映像の伝送を行う。

イ 電気通信設備(電話・電報)の優先利用

(ア) 災害時優先電話

a 災害時において電話が輻輳した場合、防災機関が防災活動や救援活動を行うときに支障を来さないよう、災害時優先電話を利用して通信連絡を行う。

b 各機関は、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。

(イ) 非常・緊急扱い電報

災害時において、通信設備が壊れるか又は輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しくは救援、交通、電話等の確保又は社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の利益のため緊急に通信することを要する電報については、「非常又は緊急電報」として取り扱い、他の電報に優先して配達することとなっており、これらの非常・緊急電報を活用して通信連絡を行う。

次の内容及び機関が利用できる。

区分	通信の内容	機関等
非常電報	1. 気象、水象、地象、若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
	2. 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	1. 水防機関相互間 2. 消防機関相互間 3. 水防機関と消防機関相互間
	3. 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	1. 消防機関相互間 2. 災害救助機関相互間 3. 消防機関と災害救助機関相互間
	4. 鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含む。)の災害の予防又は復旧、その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5. 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6. 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7. 秩序の維持のため緊急を要する事項	1. 警察機関(海上保安庁の機関を含む)相互間 2. 防衛機関相互間 3. 警察機関と防衛機関相互間
	8. 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、地変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急電報	1. 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故及び水道、ガス等の住民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他これに準じると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	1. 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間(非常扱いの通話の表中8欄に掲げるものを除く。) 2. ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 3. 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 4. 緊急事態の発生の事実を知った者と1から3の機関との間
	2. 天災、地変その他の災害に際して災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間

ウ 専用電話の利用

電気通信設備の利用ができなくなった場合、又は緊急に通信の必要がある場合は、次に掲げる専用通信設備を利用して通信連絡を行う。

なお、利用に当たっては、あらかじめ協議して手続きを定める。

- (ア) 警察電話
- (イ) 海上保安電話
- (ウ) 気象通信
- (エ) 鉄道電話
- (オ) 電気事業電話

エ 非常無線電話の利用

(ア) 災害時において、各防災関係機関は、それぞれの有線通信系が不通となった場合、又は諸種の理由によってこれを利用することが著しく困難な場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用して通信連絡を行う。

- a 警察事務、消防事務、水防事務、航空保安事務、海上保安事務、気象事務、鉄道事務軌道事業、電気事業、鉱業その他政令で定める業務を行う機関の保有する無線
- b 放送局の保有する無線
- c 非常通信協議会構成員の保有する無線
- d 前号以外で無線局を有する機関の無線

(イ) 上記(ア)に掲げる通信手続き等は、次による。

- a 電報形式とし、電報発信紙又は適宜の用紙に片仮名又は普通の文書ではっきり書くこと
- b 電報は何通でも依頼できるが、1通の電報文は本文 200 字以内とすること
- c あて先は、住所、氏名(職名)及びわかれば電話番号をはっきり記載すること
- d 本文の末尾に発信人名を記載すること
- e 用紙の余白の冒頭に「非常」と必ず記載するとともに、余白の末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載すること

(ウ) 発信依頼方法

最寄りの無線局に、非常電報を持参して依頼する。

なお、災害発生のおそれのある場合は、あらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておく。

(エ) 発受信者と無線局の施設者は、非常通信協議会等を通じて事前に十分な協議を行い、災害時の通信の確保に協力する。

オ その他無線通信設備の利用

次に掲げる防災関係機関等の無線通信設備を利用して、通信連絡を行う。

なお、利用に当たっては、あらかじめ協議して手続きを定める。

- (ア) 消防救急無線
- (イ) 警察無線
- (ウ) 東北電力無線
- (エ) 国土交通省無線
- (オ) 東日本電信電話株式会社無線
- (カ) 海上保安部無線
- (キ) 防災相互通信用無線

(ク) タクシー無線

カ 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災関係機関は、使送により通信連絡を行う。

(資 料)

- 通信施設・設備等 (資料編3-3-12)
- 通信事業者の支店の所在地 (資料編3-3-13)
- 青森県防災情報ネットワーク通信取扱要綱 (資料編4-3-1)
- 青森県Lアラート運用要領 (資料編4-3-2)

第4節 災害広報・情報提供

地震・津波災害時において、応急対策の実施状況その他の災害情報を住民等に対し迅速かつ的確に周知し、社会秩序の維持及び民心の安定を図るため、県外からの避難者や在日外国人、訪日外国人を含む観光客等にも配慮しながら、以下のとおり災害広報を行うものとする。

1 実施責任者

県(企画政策部、危機管理局)

市町村

防災関係機関

2 実施内容

県、市町村等防災関係機関は、災害が発生した場合、互いに連携して広報活動を実施する。

なお、緊急時に係る広報内容は、防災関係機関相互において事前に調整し定めてある「広報文」による。

(1) 県の広報活動

ア 広報内容

災害の規模、態様に応じて、次の事項について広報する。

- (ア) 災害対策本部の設置に関する事項
- (イ) 災害の概況
- (ウ) 県及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
- (エ) 道路、河川等の公共施設の被害状況
- (オ) 道路交通等に関する事項
- (カ) 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- (キ) 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
- (ク) その他必要な事項

イ 広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にした上で、災害の規模、態様に応じて利用できる方法を効果的に用いる。

(ア) 報道機関による広報

記者会見、記者レクチャー、資料提供を行い、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に対し協力を要請し、広報する。

なお、災害が長期化する場合は、必要に応じて毎日定時に記者会見やプレスリリース等を行う。

(イ) 航空機等による広報

必要に応じて航空機等を活用して広報する。

(ウ) その他適当な方法による広報

臨時広報紙等の配付、掲示のほか、インターネットのホームページや電子メール、アマチュア

無線の活用などあらゆる方法により広報する。

(2) 市町村の広報活動

ア 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項について広報する。

- (ア) 災害対策本部の設置に関する事項
- (イ) 災害の概況
- (ウ) 津波に関する情報
- (エ) 市町村及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
- (オ) 避難指示等の発令状況
- (カ) 電気、ガス、水道等供給の状況
- (キ) 防疫に関する事項
- (ク) 火災状況
- (ケ) 指定避難所、医療救護所の開設状況
- (コ) 給食、給水の実施状況
- (サ) 道路、河川等の公共施設の被害状況
- (シ) 道路交通等に関する事項
- (ス) 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- (セ) 一般的な住民生活に関する情報
- (ソ) 社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項
- (タ) その他必要な事項

イ 広報の方法

市町村は、利用できる方法を効果的に用いて広報する。

- (ア) 防災行政無線(同報無線)、有線放送等の設備による広報
- (イ) 広報車による広報
- (ウ) 報道機関による広報
- (エ) 広報紙の掲示、配付
- (オ) 指定避難所への職員の派遣
- (カ) その他インターネットのホームページや電子メール、アマチュア無線の活用など

(3) その他の防災関係機関の広報活動

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

その他の防災関係機関は、県、市町村の広報内容、方法に準じ、広報活動を実施する。

なお、報道機関にあつては、次の有効、適切な災害関連番組及び記事を編成して報道する。

ア 災害関係の情報

イ 災害関係番組

ウ 災害対策のための解説、キャンペーン番組

エ 関係機関の告知事項

(4) 避難住民への情報提供

県は、市町村と協力し、避難住民に対する情報ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

・情報伝達手段……指定避難所巡回員等による伝達、掲示板、広報資料、広報誌(紙)、インターネット等

3 応援協力関係

報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合は、これに積極的に協力する。

4 その他

- (1) 県及び市町村等の防災関係機関は、被災地において広報広聴活動を実施する上で、必要に応じ、臨時的に住民相談所を開設するものとする。
- (2) 市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者などが含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。
- (3) 県及び市町村等の防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備に努めるものとする。
- (4) 県及び市町村等の防災関係機関は、国と連携して在日・訪日外国人に対して、地震情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図るものとする。その際、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの活用を図る。

(資料)

- 災害時における放送要請に関する協定(NHK) (資料編4-4-1)
- 災害時における放送要請に関する協定(RAB) (資料編4-4-2)
- 災害の発生に係る放送の要請に関する協定書(ATV) (資料編4-4-3)
- 災害の発生に係る放送の要請に関する協定書(ABA) (資料編4-4-4)
- 災害の発生に係る放送の要請に関する協定書(AFB) (資料編4-4-5)
- 災害時等における報道要請に関する協定(新聞社等)

(朝日新聞社青森支局、河北新報社青森総局、共同通信社青森支局、産経新聞社青森支局、時事通信社青森支局、デーリー東北新聞社、東奥日報社、日本経済新聞社青森支局、毎日新聞社青森支局、陸奥新報社、読売新聞社青森支局) (資料編4-4-6)

第5節 自衛隊災害派遣要請

地震・津波災害が発生した場合において、人命又は財産の保護のため、以下のとおり自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1 実施責任者

(1) 災害派遣要請権者

知事(災害全般)
第二管区海上保安本部長(海上における災害)
東京航空局三沢空港事務所長(航空機事故による災害)

(2) 災害派遣命令者

陸上自衛隊第9師団長
海上自衛隊大湊地方総監
海上自衛隊第2航空群司令
航空自衛隊北部航空方面隊司令官

2 実施内容

(1) 災害派遣の要件

自衛隊は、次の場合救援のため部隊等を派遣する。

- ア 災害に際し、人命又は財産の保護のため知事等災害派遣要請権者から要請があった場合
- イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしているとき、知事等からの要請があった場合
- ウ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

災害派遣命令者(指定部隊の長)が、知事等の要請を待つことなく災害派遣を行う場合の判断基準は以下のとおりとする。

- (ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (ウ) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (エ) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、災害派遣命令者(指定部隊の長)は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣後に、知事等から要請があった場合には、この時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

- エ 自衛隊の庁舎、営舎その他の施設又はその近傍に災害が発生し、自衛隊の自主的判断に基づき出動する場合

(2) 自衛隊における情報収集

自衛隊は、災害派遣が予想される場合は、関係機関と相互に情報を交換するとともに、自ら情報を収集し、県との連絡に当たる。

(3) 災害派遣の要請手続

災害派遣の要請は、次により行う。

ア 市町村長の知事に対する災害派遣要請の要求手続

(ア) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、災害派遣を要請するよう求めることができる。

(イ) 市町村長は、知事へ要求できない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を災害派遣命令者(指定部隊の長)に通知することができる。この場合、市町村長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(ウ) 災害派遣要請の要求は、文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。

- ・災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

(エ) 知事は、上記の申し出を受け必要と認めた場合、自ら収集した情報に基づき必要と認めた場合及び市町村の通信途絶の状況等から判断し必要と認めた場合、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

イ 防災関係機関等の災害派遣要請の依頼

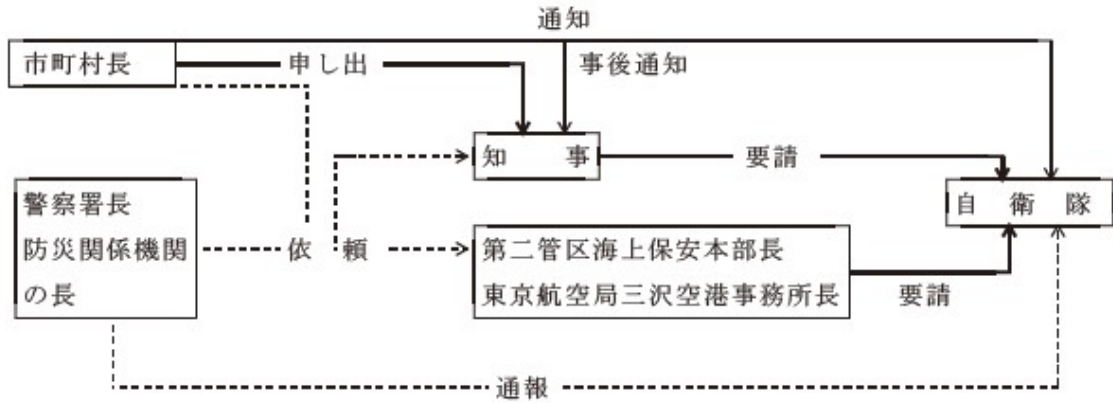
(ア) 警察署長及び防災関係機関の長は、災害に際し、その救助及び応急復旧が地方防災機関等では明らかに能力が不足するか又は時機を失し、自衛隊の部隊等によらなければ困難と判断した場合は、知事に対して災害派遣要請の依頼を行うことができる。

この場合、知事は、その内容を検討し、必要があると認めるときは、直ちに自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

(イ) 警察署長及び防災関係機関の長は、事態が人命の救急救助に関するものであり、知事への依頼を行ってはいは時機を失するおそれがあるときは、災害派遣命令者(指定部隊の長)へ通報する。

この場合、災害派遣命令者(指定部隊の長)は、知事の要請を待っては時機を失すと認めるときは、速やかに部隊等を派遣する。

ウ 派遣要請系統



派遣要請先及び指定部隊の位置



(4) 災害派遣

自衛隊の災害派遣は、次により行う。

ア 陸上自衛隊(第9師団)

陸上自衛隊の活動内容は、次のとおりである。

(ア) 災害等が発生した場合

- a 前項による災害派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合に、部隊等を派遣して救出・救助活動、生活支援等を実施する。
- b 特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがない場合には、要請を待たないで部隊等を派遣する。

(イ) 自衛隊庁舎、営舎その他の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合
消火活動等を実施する。

(ウ) 災害隊区担任部隊

- a 青森東部(青森市及び東津軽郡を含まず以東)

第4地对艦ミサイル連隊

b 青森中部(青森市及び東津軽郡)

第5普通科連隊

c 青森西部(青森市及び東津軽郡を含まず以西)

第39普通科連隊

イ 海上自衛隊

海上自衛隊の活動内容は、次のとおりである。

(ア) 大湊地方隊

災害が発生し、救援の必要がある場合は、応急出動艦艇、航空機及び応急作業隊の一部を速やかに現地に派遣し、状況の偵察、部外機関との連絡及び応急救援に従事させるとともに、災害の状況により可能な限りの部隊を現地に集中して救援作業に当たる。

(イ) 第2航空群

a 八戸周辺の地域において、救急患者又は被災者の輸送の必要がある場合には、航空機を派遣する。

b 八戸周辺の海域において、船舶の遭難等の災害が発生し、捜索、救援物資の投下、人員の救出等の必要がある場合には、航空機を派遣する。状況により特務船をもって実施する。

c 八戸基地周辺の陸上において、災害が発生し、救難の必要がある場合は、可能な限りの部隊を現地に派遣する。

ウ 航空自衛隊(北部航空方面隊)

航空自衛隊の活動内容は次のとおりである。

(ア) 基地周辺の災害に対し、防衛任務の支障のない範囲において陸上、海上自衛隊及び関係公共機関と協力し、災害派遣を実施する。

(イ) 必要に応じ航空機により偵察、捜索及び空中消火を実施する。

(5) 派遣部隊の受入体制の整備

ア 県の措置

(ア) 災害時に、自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、県は市町村及び自衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地(付帯施設を含む。)を整理し、平時から適切な情報共有体制を構築しておく。

(イ) 大規模災害発生後において、災害派遣を要請した場合は、県災害対策本部への連絡員(L O)の派遣を依頼するとともに、必要に応じ、相互協議の上、現地調整所を設けて連絡系統を確立し、調整業務の円滑化を図る。

イ 市町村の措置

市町村長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次の事項について、派遣部隊の受入体制を整備する。

(ア) 派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認

(イ) 派遣部隊との連絡責任者の決定

(ウ) 宿舎又は宿营地及び宿営に関する物資の準備

(エ) 使用資機材等の準備

(オ) 駐車場所、ヘリコプター離着陸場所の選定

(6) 災害派遣部隊の撤収要請

知事等は、救援又は応急復旧が完了するかあるいは完了しない場合においても各行政機関等による救助又は復旧作業等の措置が平常に近い体制をもって実施できる見通しがついたときは、現地の申し出を受け速やかに派遣部隊の撤収を要請する。

(7) その他

ア 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が下記を基準として負担する。

(ア) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(イ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼働させるために通常必要とする燃料を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備費を含む。)及び入浴料

(ウ) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

(エ) 県道路公社が管理する有料道路の通行料

イ 負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して定める。

(資料)

○ 自衛隊の災害救助用資機材の状況

(資料編4-5-1)

第6節 広域応援

地震・津波災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、以下のとおり地方公共団体相互の広域応援対策を講じるものとする。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体と相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

1 実施機関

県(各部局)

市町村

2 実施内容

(1) 県の措置

- ア 県内において大地震等による大規模災害が発生し、本県独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、国(消防庁、国土交通省ほか)に応援を要請するほか、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき他の協定締結道県に応援を要請する。また、必要に応じ、消防庁に広域航空消防応援(ヘリコプター)、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等を要請する。
- イ 他県等の受援応援が円滑に行われるよう、青森県受援応援計画に基づき、連絡・要請方法の確認や訓練を実施するなど、日頃から協力を得られる体制の整備に努める。
- ウ 他県等から円滑に応援を受けることができるよう、連絡調整体制、応援機関の活動拠点、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。
- エ 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。
- オ 県内の市町村において大地震等による大規模災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の措置を実施できない場合は、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」等市町村相互応援協定に基づく円滑な応援の実施を図る。
- カ 迅速かつ的確な市町村の災害情報の収集・連絡等のため、あらかじめ情報連絡員(リエゾン)を指定しておき、震度6弱以上の地震等が発生した場合、県災害対策本部地方支部及び県災害対策本部から当該市町村へ情報連絡員を派遣するなど体制の整備に努める。
- キ 県防災ヘリコプターの要請
第4章第7節「航空機運用」による。
- ク 緊急消防援助隊の応援等要請
「青森県緊急消防援助隊受援計画」による。
- ケ 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の応援等要請
「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」及び「同協定実施細目」による。
- コ 内閣府調査チーム等の受入れ・連携

大規模な被害が想定される場合に国から派遣される内閣府調査チーム及び災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、地方公共団体等の災害対応を支援するISUT(災害時情報集約支援チーム)が派遣された場合の受入体制の整備及び連携に努める。

- サ 平常時から地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、平時から連絡先を確認しておくとともに、訓練等を通じて要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。
- シ 土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

(2) 市町村の措置

ア 県内の市町村において大地震等による大規模災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、県に応援を要請するほか、次により応援を要請する。

- (ア) 「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県相互応援協定運用マニュアル」については別に定める。
- (イ) 「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づく応援については、他の協定締結市町村等に要請する。
- (ウ) 応援を求められた市町村は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。
- (エ) 「水道災害相互応援協定」に基づく応援については、水道災害救援本部長(県健康福祉部長)に要請する。

また、必要に応じ、県に広域航空消防応援(ヘリコプター)、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう求める。

イ 他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順を確認しておくなど、実効性の確保に努め、応援機関の活動拠点の整備、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制、応急対策職員派遣制度による対口支援に基づく他の地方公共団体からの応援職員等の執務スペースの確保等他の市町村等の受援体制を確立しておく。また、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

3 他県等への応援

県外において大規模災害が発生し、人的・物的支援の要請があった場合には、必要に応じて災害マネジメント総括支援員等の被災自治体の被災状況やニーズに応じた職員派遣を行うほか、応援本部を設置する。応援の体制等は、別に定める青森県災害時応援計画による。なお、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

(1) 応援本部の設置基準

- ・「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく応援の要請があったとき。
- ・「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく広域応援を行うとき。

- ・他の都道府県において震度6強以上の地震が観測された場合。
- ・災害により他の都道府県で大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機管理局長が必要と認めるとき。

(2) 応援本部の組織

応援本部に本部長を置き、本部長は危機管理局長をもって充てる。

(3) 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣

県は、都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援派遣を行うものとする。

(資料)

- 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定 (資料編4-6-1)
- 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 (資料編4-6-2)
- 青森県消防相互応援協定 (資料編4-6-3)
- 消防相互応援協定(一覧表) (資料編4-6-4)
- 水道災害相互応援協定 (資料編4-6-5)
- 東北地方における災害等の相互応援に関する協定 (資料編6-1-5)

第7節 航空機運用

大規模災害時において、航空機（ヘリコプター及び固定翼機）を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図るとともに、航空機等の安全運航及び効率的な運用調整を行うため、県災害対策本部（対策班航空機運用調整チーム）において、安全かつ迅速・的確な応急対策活動等を実施する。

また、航空機運用については、地域の実情を踏まえ、関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。

1 実施機関

県（危機管理局、健康福祉部）

陸上自衛隊

海上自衛隊

航空自衛隊

第二管区海上保安本部

東北地方整備局

県警察本部

2 航空機の活動内容

航空機を有する防災関係機関等は、大規模災害時において、それぞれの航空機の機動性等を活かし、災害直後の初動時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

(1) ヘリコプター活動

災害対策活動に従事するヘリコプターは、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。

ア 情報収集活動

(ア) 被害状況の把握と伝達

(イ) 地上及び海上部隊の活動支援のための情報提供

イ 捜索・救助・救出活動

ウ 搬送活動

(ア) 救急患者等の搬送（転院搬送を含む。）

(イ) 救援隊・医師等の人員搬送

(ウ) 被災地への救援物資の搬送（医薬品等を含む。）

(エ) 応急復旧用資機材等の搬送

(オ) 孤立地域からの被災者の搬送

エ 広報活動

(ア) 避難指示等の広報（避難誘導を含む。）

(イ) 民心安定のための広報

オ その他の活動

(ア) 林野火災等の空中消火

(イ) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

(2) 固定翼機活動

災害対策活動に従事する固定翼機は、固定翼機による活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。

ア 情報収集活動

被害状況の把握と伝達

イ 搬送活動

(ア) 救急患者の県外医療機関への搬送

(イ) 県外からの救援隊・医師等の人員及び救援物資の搬送

(3) 地上支援活動

航空機活動を支えるため、次のような地上支援活動を行う。

ア ヘリコプターの駐機場及び場外離着陸場の確保

イ ヘリコプターの安全な活動のための情報提供

ウ ヘリコプターの離着陸に係る調整支援(搭乗人員の確認、掌握、誘導)

エ ヘリポート運営支援(立入制限、散水、人員等の統制、給油等)

オ その他必要な活動(管理施設の提供等)

3 安全運航体制の確保

ヘリコプターを有する防災関係機関は、以下のような安全運航体制の確保に努める。

ア 大規模災害時には、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空等に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、東京航空局三沢空港事務所、陸上自衛隊東北方面隊、航空自衛隊北部航空方面隊等との連携により安全運航体制を確保する。

イ 被災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、救出救助活動の支障となる場合は、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。

ウ 県は、航空機の飛行調整や場外離着陸場等の安全管理等において支援が必要と認められた場合、航空支援員の派遣要請を市町村等に対して行うこととし、その活動内容等については、「大規模災害時における青森県防災航空隊への航空支援に関する協定」の定めるところによる。

※「航空支援員」とは、県防災航空隊員勤務経験者で、県内各消防機関から提出される航空支援員候補者名簿に登録された者をいう。

4 他県等とのヘリコプター相互応援

県(危機管理局)は、必要に応じ、以下のように他県及び関係機関からの応援ヘリコプターの要請を行う。

ア 「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」(平成26年10月)、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」(平成24年5月)等により、他県及び関係機関からの応援ヘリコプターの派遣を要請できるが、その場合、応援機があらかじめ装備と必要機材の準備ができるよう、できるだけ応援活動の内容や活動地域等を明示する。

イ 要請と同時に、速やかに応援機の受入体制を確立する。県外からの応援ヘリコプターについては、活動に必要な燃料の補給を行えるよう関係機関に要請し協力を得る。

5 対策班航空機運用調整チームが行う調整内容

- (1) 青森空港における受援調整
- (2) 参画機関(「青森県災害対策本部航空機運用調整マニュアル」に定める参画機関)への災害対策活動及び活動拠点の振り分け調整
- (3) 航空燃料の給油に関する調整
- (4) 他県との広域的な連携及び調整
- (5) ヘリコプター等の安全運航を確立するための次の事項について調整
 - ア 安全運航確保のための航空情報(ノータム)
 - イ 参画機関の飛行計画及び災害応急対策活動
 - ウ 使用航空波
 - エ 使用飛行場外離着陸場
 - オ 他機関のヘリ(ドクターヘリ、報道ヘリコプター等)の活動把握
 - カ その他ヘリコプター等の安全運航に関する事項
- (6) その他必要な事項
 - 調整の詳細は、「青森県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」及び「青森県災害対策本部航空機運用調整マニュアル」による。

6 県防災ヘリコプターの運航

(1) 緊急運航の要件

県防災ヘリコプターの行う消防防災業務のうち、災害応急対策活動、火災防御活動、救助活動及び救急活動に係る運航(以下「緊急運航」という。)は、原則として、次の要件を満たす場合に行う。

ア 公共性

災害等から住民の生命財産を保護し、被害軽減を図る目的であること

イ 緊急性

差し迫った必要性があること

ウ 非代替性

防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと

(2) 緊急運航の活動内容

防災ヘリコプターの緊急運航の活動内容は、次のとおりとする。

ア 災害応急対策活動

被害状況の偵察、情報収集などの活動

イ 火災防御活動

林野火災における空中消火などの活動

ウ 救助活動

中高層建築物等の火災における救助などの活動

エ 救急活動

交通遠隔地からの傷病者搬送などの活動

(3) 応援要請手続

市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町村等」という。)の長は、この計画に定めるもののほか、「青森県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、知事に対して防災ヘリコプターの応援要請を行うことができる。

応援要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書により行う。

ア 転院搬送

NO.	項目	内容
1	発生場所	病院名
2	緊急性の有無	傷病の状況
3	傷病者情報	傷病者の人数、年齢、性別、氏名、傷病名、傷病程度、バイタル
4	処置状況・必要資器材	酸素、モニター等の機内持ち込みの有無
5	同乗者	医師、看護師、家族、同行者等
6	搬送先医療機関	調整済みの場合は連絡、未調整の場合は県で調整
7	飛行場外着陸場	搭乗に使用する飛行場外離着陸場
8	地上安全管理	飛行場外着陸上の安全管理実施者（消防等）
9	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
10	依頼責任者氏名・連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先
11	搬送先責任者氏名・連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
12	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

イ 救助事案

NO.	項目	内容
1	発生場所	住所・目標（UTM、緯度経度）
2	緊急性の有無	孤立のみ・負傷・傷病の有無
3	孤立者情報	孤立者の人数・傷病者の人数
4	輸送先	孤立地域から輸送する場所
5	飛行場外着陸場	降機する飛行場外離着陸場
6	地上安全管理	飛行場外着陸上の安全管理実施者（消防等）
7	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
8	依頼責任者氏名・連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先
9	搬送先責任者氏名・連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
10	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

ウ 火災事案

NO.	項目	内容
1	発生場所	住所・目標（UTM、緯度経度）
2	概要及び延焼状況	火災の状況についての情報
3	給水ポイント	他給水・自給水（場所： ）
4	飛行場外着陸場	給水・燃料補給を行う飛行場外離着陸場
5	地上安全管理	飛行場外着陸上の安全管理実施者（消防等）
6	地上隊の状況	地上隊の活動状況・規模等
7	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
8	現場指揮者（依頼責任者）との連絡手段及び連絡先	ヘリとの連絡担当者連絡手段・連絡先
9	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

(4) 防災ヘリコプターの出動

知事は、自ら又は応援要請を受けたときは、災害の状況及び災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災ヘリコプターを出動するものとする。なお、要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに災害発生の市町村等の長に通報するものとする。

また、市町村等の長は防災ヘリコプターの緊急運航の活動を支援するものとする。

(5) 受入態勢

応援要請をした市町村等の長は、防災ヘリコプターの緊急運航が決定した場合、知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入態勢を整えるものとする。

ア 離着陸場所の確保及び離着陸場所周辺の警備等の安全確保対策

イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

ウ 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保

エ その他必要な事項

(6) 運航管理

上記のほか、県防災ヘリコプターの運航管理については、航空法等関係法令に定めるもののほか、「青森県防災ヘリコプター運航管理要綱」の定めるところによる。

(資料)

- 県防災ヘリコプター (資料編4-20-9)
- 県ドクターヘリ (資料編4-20-10)
- 防災ヘリコプター場外離着陸場 (資料編4-20-12)

第 8 節 避難

地震・津波災害が発生した場合又は津波警報等が発表された場合、危険区域内の住民(訪日外国人等の旅行者等を含む。)を保護するため、以下のとおり避難措置を講じるものとする。

1 実施責任者

(1) 避難指示等

実施責任者	内 容 (要件)	根 拠 法
市 町 村 長	災害全般	・災害対策基本法第60条
知 事	災害全般(ただし、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき)	・災害対策基本法第60条
警 察 官	災害全般(ただし、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき又は市町村長から要求があったとき)	・災害対策基本法第61条 ・警察官職務執行法第4条
海上保安官	〃 (〃)	・災害対策基本法第61条
自 衛 官	〃 (警察官がその場にはいない場合に限る)	・自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員 水防管理者 (市町村長)	洪水、津波又は高潮による氾濫についての避難の指示	・水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべりについての避難の指示	・地すべり等防止法第25条

(2) 指定避難所の設置

市町村長(災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市町村長)

(3) 警戒区域の設定

実施責任者	内 容 (要件)	根 拠 法
市 町 村 長	災害全般 災害が発生し、または、災害が発生しようとしている場合で人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき	・災害対策基本法第63条
警 察 官	災害全般 同上の場合においても、市町村長若しくはその委任を受けた市町村の職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき	・災害対策基本法第63条
海上保安官	災害全般 同上の場合においても、市町村長若しくはその委任を受けた市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	・災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般 同上の場合においても、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にはいないとき	・災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般 災害の現場において、活動確保をする必要があるとき	・消防法第28条 ・ 〃 第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、津波、高潮 水防上緊急の必要がある場合	・水防法第21条

2 実施内容

(1) 避難の指示等及び報告・通知

ア 市町村長

(ア) 避難指示等

どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的には「避難指示」のみを発令する。発令対象とする区域は、津波警報等の種類に応じて異なるため、市町村毎に発令対象区域をあらかじめ定めておく。遠地地震の場合、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるので、当該情報の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討する。

種 別	基 準
避 難 指 示 (緊 急)	1. 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 2. 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

(イ) 報告

市町村長は、避難のため立退きを指示し、又は立退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。また、警察官又は海上保安官から避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたとき及び避難の必要がなくなったときも同様とする。

イ 警察官

(ア) 警察官職務執行法による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのあるものを避難させ、又は必要な措置をとる。

(イ) 災害対策基本法による指示

市町村長により避難指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し避難のための立退きを指示する。

(ウ) 報告・通知

- a 上記(ア)により警察官がとった措置については、順序を経て公安委員会に報告する。
- b 上記(イ)により避難のため立退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、その旨を市町村長に通知する。

ウ 海上保安官

(ア) 災害対策基本法による指示

上記イの(イ)の警察官に準じる。

(イ) 報告・通知

避難のための立退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、その旨を市町村長に通知する。

エ 自衛官

(ア) 避難等の措置

自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に

限り、上記イの(ア)警察官職務執行法による措置による避難等の措置をとる。

(イ) 報告

上記(ア)により自衛官がとった措置については、順序を経て防衛大臣の指定する者に報告する。

オ 水防管理者

(ア) 指示

洪水、津波又は高潮による氾濫により著しい危険が切迫していると認められたときは、立退きを指示する。

(イ) 通知

避難のための立退きを指示したときは、その旨を、当該区域を管轄する警察署長に通知する。

カ 知事又はその命を受けた職員

(ア) 洪水のための指示

水防管理者の指示と同様

(イ) 地すべりのための指示

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し立退きを指示する。

(ウ) 通知

避難のための立退きを指示したときは、その旨を、当該区域を管轄する警察署長に通知する。

(2) 避難指示等の周知徹底

実施責任者は、避難指示等を発令したときは、できる限り、避難指示の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、警鐘、放送、広報車、伝達員、Lアラート(災害情報共有システム)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等により、住民に周知徹底する。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(3) 避難誘導及び移送

ア 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

イ 避難誘導員は、市町村職員、消防職団員等をもって当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、各地域、職場の自主防災組織等のリーダーがこの任務に当たる。

ウ 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法(引き連れ法)、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法(指差し法)のいずれか、あるいは併用により実施する。

エ 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

(4) 指定緊急避難場所の開放

市町村長は、災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。指定避難所においても同様とする。

(5) 指定避難所の開設

ア 開設に先立って、指定避難所やそこへ至る経路が避難する時点で被害を受けていないか、あるいは災害から安全であるかどうかを確認する。

イ 避難者を受け入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

ウ 市町村は、避難指示等が決定されたとき、又は住民の自主避難を覚知したときは、直ちに各指定避難所を開設する。また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

エ 避難者の受入れに当たっては、対象者数、指定避難所の受入能力、受入期間を考慮し避難者を割り当てるとともに指定避難所ごとの避難者の情報の把握に努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

また、感染症発生を考慮し、指定避難所の受入人員に制限が必要な場合等においては、指定避難所が密になる状況を避けるため、避難者を分散させて割り当てるとともに、必要に応じて他の安全な避難所への誘導、案内等を行うよう努める。

なお、学校が指定避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、市町村の避難対策に協力する。

オ 要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設する。被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等を福祉避難所としたり、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

カ 被災地において新型コロナウイルス感染症等を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

キ 市町村長は、次により指定避難所の適切な運営管理を行う。

(ア) 指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

(イ) 指定避難所におけるプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、良好な生活環境の確保に努める。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(ウ) 女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努める。また、男女共用の多目的トイレの活用など性的マイノリティにも配慮する。

(エ) 避難者の健康を確保するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談や心のケアの実施に努める。

(オ) 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災

者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。

特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

- (カ) 指定避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- (キ) 指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。
- (ク) 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。
- (ケ) 福祉支援を必要とする避難者を把握し、適切な支援に努める。
- (コ) 指定避難所における感染症対策のため、レイアウトの設定にあたっては、避難者間の距離の確保、間仕切りの設置等に留意する。また、換気や消毒等の衛生管理を行うとともに、手洗いやマスクの着用等、個々の避難者が可能な対策について、避難者の協力を得るよう努める。また、避難者の受入時・受入中の定期的な健康確認を行う。感染が疑われる者が発生した場合には、別室への隔離等の措置を講じるとともに、管轄する保健所に連絡し、必要な指示を受けるものとする。

(6) 警戒区域の設定

市町村長等は、生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命じる。

ア 時機を失することのないよう迅速に実施する。

イ 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。

ウ 区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。

エ 区域の設定を明示する場合は、適当な場所に市町村名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、ロープ等で明示する。

オ 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

(ア) 設定の理由

警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。

(イ) 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべく分かりやすく周知する。

(7) 在港船舶等の避難

在港船舶及び沿岸で作業中の漁船は、津波警報等を受けたとき、又は津波のおそれがあるときは、それぞれの船舶の大きさ、予想される津波の規模に応じ、港外へ避難し、又は船舶を岸壁に固定し、若しくは陸上へ引き上げ、乗員は陸上に避難するなど人命を最優先した必要な措置をとる。

(8) 孤立地区対策

市町村は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、市町村防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保するとともに、孤立状態の解消に努める。また、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、食料、飲料

水及び生活必需品等の救援物資の搬送による物資供給など必要な対策を行う。

(9) 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

(10) 広域避難者対策

所在が把握できる広域避難者に対しては、生活必需品等の物資等が提供されるよう努める。

(11) 訪日外国人旅行者対策

市町村は、災害多言語支援センターを設置し、通訳ボランティアを指定避難所に派遣するなどして支援体制の確保に努めるほか、被災状況、指定避難所等の場所及び避難路、指定避難所等におけるルール等に関する情報提供を多言語により行うよう努める。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。
- (2) 県は、市町村からの応援要請内容の実施が困難な場合、第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）、自衛隊、県警察へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、県外への広域的な避難が必要であると判断した場合は、必要に応じて国（消防庁）に広域避難に関するあっせん・調整等を要請する。
- (3) 県は、市町村の実施する避難の誘導及び移送又は指定避難所の開設について、特に必要があると認めるときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。
- (4) 市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (5) 県は、市町村から県外の市町村への広域避難に係る協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。
- (6) 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (7) 県、市町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (8) 県、市町村及び事業者は、広域避難に当たっては、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ適切な情報を提供できるように努めるものとする。
- (9) 市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、他の市町村に協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

(10) 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域一時滞在について助言する。

県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(11) 県は、旅館・ホテルを避難所として確保するため、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合に協力を要請する。また、市町村は、要配慮者の受入れについて、県に対して要請する。

(12) 県は、指定避難所等において、段ボールベッドや大型テント等の資機材の供給の必要があると認めた場合、災害応援協定に基づき、関係団体に対し協力を要請する。

(13) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資料)

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ○ 指定避難所及び指定緊急避難場所の現況 | (資料編3-10-1) |
| ○ 災害救助法施行細則 | (資料編4-8-1) |
| ○ 災害救助法の適用基準 | (資料編4-8-2) |
| ○ 災害時における段ボール製品の調達に関する協定 | (資料編4-8-3) |
| ○ 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 | (資料編4-6-2) |

第9節 消防

大規模地震・津波の発生に伴い二次的に発生する多発火災等による被害を軽減するため、以下のとおり出火防止措置及び消防活動を行うものとする。

1 実施責任者

県(危機管理局)

市町村

2 実施内容

(1) 出火防止、初期消火

火災による被害を防止し、又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、日頃からあらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

(2) 消火活動

地震による火災は、同時多発するほか、津波や土砂災害などと同時に発生する 경우가多く、消防隊の絶対数の不足、消防車等の通行障害の発生等が想定され、その際には全ての災害に同時に対応することは極めて困難となることから、消防機関は、消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼阻止線を設定するなど消防力の効率的運用を図る。

(3) 救急、救助活動

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社青森県支部、県警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急、救助活動を行う。

(4) その他

緊急消防援助隊登録部隊の充実強化、実践的な訓練等を通じた人命救助活動等の支援等を含む具体的対策等については、市町村消防計画等による。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 県は、市町村から応援要請があった場合において特に必要があると認めるときは、広域航空消防応援(ヘリコプター)、緊急消防援助隊による応援を含め消防庁長官に応援を要請するほか、自衛隊に災害派遣を要請する。
- (3) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

(資料)

- | | |
|-----------------|-------------|
| ○ 消防本部の消防力 | (資料編3-3-6) |
| ○ 市町村の消防力 | (資料編3-3-7) |
| ○ 化学消火薬剤の保有状況 | (資料編3-3-9) |
| ○ 救助用資機材の保有状況 | (資料編3-3-17) |
| ○ 青森県消防相互応援協定 | (資料編4-6-3) |
| ○ 消防相互応援協定(一覧表) | (資料編4-6-4) |

第10節 水防

地震による津波、大地震の発生に伴い二次的に発生する洪水、浸水による被害を軽減するため、以下のとおり水防活動を行うものとする。

1 実施責任者

県(農林水産部、県土整備部)
市町村

2 実施内容

(1) 監視、警戒活動

地震による津波又は洪水の襲来が予想されるときは、直ちに河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒にあたるものとする。

(2) 水門、樋門の操作

水門、樋門、高圧又は高位部の水路等の管理者は、地震による津波又は洪水の襲来が予想される場合は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

(3) 応急復旧

河川、海岸、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講じるものとする。

(4) 水防計画の策定

水防計画の策定に当たっては、津波の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するものとする。

(5) その他

具体的対策等については、県及び市町村水防計画による。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。
- (2) 県は、自らの応急措置の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、他県、自衛隊又は防災関係機関等に応援を要請する。
- (3) 県は、市町村の実施する応急措置について、特に必要があると認めるときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。
- (4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

(資料)

- 水防資機材の保有状況
- 水防資材の調達

(資料編3-3-14)

(資料編3-3-15)

- 水防用土採取 (資料編3-3-16)
- 水防注意箇所(海岸保全区域、ため池を含む。) (資料編3-18-1)
- 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 (資料編4-6-2)
- 災害時における応援協力に関する協定 (資料編5-7-1)

第11節 救出

地震・津波災害により生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態にある者の救出又は捜索を実施するため、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

市町村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長)

県警察

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)

2 実施内容

(1) 陸上における救出

市町村長(消防機関)及び県警察は、災害により救出を要する事態が発生した場合、直ちに救出又は捜索を実施する。

なお、県警察は地震又は津波による大規模災害が発生した場合に他都道府県警察から派遣される警察災害派遣隊について、その効果的な活用を図る。

また、事業所等で災害が発生した場合、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後は、その指揮を受けて救出活動を実施する。

なお、負傷者については、医療機関(救護所を含む。)に搬送する。

(2) 海上における救出

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、海上漂流者等の救出を行い、負傷者については、市町村、消防機関及び県警察と密接な連携のもとに医療機関(救護所を含む。)に搬送する。

また、船舶で救出を要する事態が発生した場合、自ら救出活動を実施し、第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)の到着後はその指揮を受けて救出活動を実施する。

3 応援協力関係

(1) 市町村は、自ら又は自主防災組織、事業所等の協力によっても救出の実施が困難な場合、県へ救出の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。

(2) 県は、自らの救出の実施又は市町村からの応援要請内容の実施が困難な場合、緊急消防援助隊による応援を含め消防庁長官に応援を要請するほか、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するとともに、県及び市町村は、自衛隊等の救援活動を容易にするため、救援活動の活動拠点として提供する公園、グラウンド等を自衛隊の指定部隊長等とあらかじめ協議し、候補地を指定するとともに、状況の変化に応じた情報の更新を行う。

(3) 県は、市町村の実施する救出について、特に必要があると認めるときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。

(4) 県警察は、被災状況等に応じて、他都道府県警察に応援を要請する。

(5) 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、自ら救出が困難な場合、県、市町村等へ救出の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

- (6) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。
- (7) 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所(現地調整所)を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。
- (8) 県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。
- (9) 事前の役割分担等
- 県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

4 その他

- (1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。
- (2) 実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(資料)

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ○ 救助用資機材の保有状況 | (資料編3-3-17) |
| ○ 災害救助法施行細則 | (資料編4-8-1) |
| ○ 災害救助法の適用基準 | (資料編4-8-2) |
| ○ 主要医療機関 | (資料編4-11-1) |
| ○ 救急車の保有状況 | (資料編4-11-2) |
| ○ 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 | (資料編4-6-2) |

第 12 節 食料供給

地震・津波災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、速やかに食料を供給するため、以下のとおり必要な米穀等の調達及び炊き出し、その他の食品の供給(備蓄食品の供給を含む。)措置を講じるものとする。

1 実施責任者

(1) 確保・調達

市町村、県(農林水産部、危機管理局)

(2) 炊き出し及びその他の食品の供給

市町村長(災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市町村長)

2 実施内容

市町村及び県は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を次により調達し、市町村が次により炊き出し及びその他の食品の供給を行う。

(1) 食料の確保

ア 県及び市町村は、住民が各家庭や職場で、平時から「最低3日分、推奨 1 週間分」の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。

イ 市町村は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄又は流通在庫備蓄に努める。特に乳児用粉ミルク・液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む。)や柔らかい食品・食物アレルギー対応食など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。

ウ 県は、広域的な立場から市町村の備蓄を補完するため、現物備蓄又は流通在庫備蓄に努める。

エ 県及び市町村は流通在庫備蓄の実効性を確保するため、民間事業者等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。

(2) 米穀の調達

県は、市町村の申請等に基づき、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、農林水産省(東北農政局を含む。以下同じ。)の支援を得て給食に必要な応急用食料(「農林水産省防災業務計画」(昭和 38 年9月6日付け 38 総第 915 号農林事務次官依命通知)に基づく米穀)を調達する。

ただし、災害救助法が適用された場合においては、県又は市町村は、災害救助用米穀(「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成 21 年5月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知)に基づく政府所有の米穀)を調達する。

ア 応急用食料

(ア) 市町村は、給食供給を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した申請書を県に提出する。ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を県に提出する。

(イ) 県は、市町村の申請に基づき、農林水産省に給食に必要な米穀の必要数量等を通知する。

(ウ) 農林水産省は、県からの通知に基づき、米穀販売事業者に対して手持ち精米を県等に売却するよう要請するとともに、必要に応じ、政府所有米穀を供給する。

イ 災害救助用米穀

- (ア) 県は、災害救助法が適用され災害救助用米穀が必要と認められる場合、農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請する。
- (イ) 市町村が直接、農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請した場合は、速やかに県に連絡することとし、県は必要な災害救助用米穀の数量等について、農林水産省に連絡する。
- (ウ) 県は、農林水産省と売買契約書により契約を締結し、購入した災害救助用米穀を市町村に供給する。

(3) その他の食品及び調味料の調達

市町村は、その他の食品及び調味料を次により調達する。

ア パン、おにぎり、即席めん等の調達

- (ア) 市町村は、パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合、生産業者又は販売業者から求めるものとし、地元調達ができない場合は、県に要請する。
- (イ) 県は、農林水産省に出荷要請を行う。また、必要に応じて「災害時における物資の供給に関する協定」等に基づき、災害時応援協定締結業者等に協力を要請する。
- (ウ) 農林水産省は、調達可能量を緊急に調査し、最も効率的に供給を行える企業団体等を選定し、出荷を要請する。

イ 副食、調味料の調達

- (ア) 市町村は、副食、調味料の供給を行う必要がある場合、副食、調味料生産者又は販売業者から求めるものとし、地元調達ができない場合は、県にあっせんを要請する。
- (イ) 県は、農業・漁業団体及びその他の機関に協力を求め調達するものとし、さらに必要に応じて指定地方公共機関に要請して調達し、市町村に供給する。

(4) 炊き出し及びその他の食品の供給

ア 供給対象者

炊き出し及びその他の食品の供給対象者は次のとおりとする。

- (ア) 指定避難所に避難している者
- (イ) 住家の被害が全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水等であって炊事ができない者
 - a 床上浸水については、炊事道具が流出し、あるいは土砂に埋まるなどにより炊事のできない者を対象とする。
 - b 親せき、知人宅等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない。
- (ウ) 被害を受け一時縁故先に避難する者
 - a 食品をそう失し、その持ち合わせのない者に対しては応急食料品を現物をもって支給する。
 - b 被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は原則として対象としない。
- (エ) 旅行者、一般家庭の来訪者、列車、船舶の乗客等であって食料品の持ち合わせがなく調達ができない者
 - なお、旅客鉄道事業者が必要な救済措置を講じる場合は対象としない。
- (オ) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

イ 給与栄養量

給与栄養量は、概ね次のとおりとする。

指定避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量(1歳以

上1人1日当たり)

- ・エネルギー1,800～2,200kcal
- ・たんぱく質 55g以上
- ・ビタミンB1 0.9mg 以上、ビタミンB2 1.0mg 以上、ビタミンC 80mg 以上

ウ 必要栄養量の確保

供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、栄養摂取状況調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言を得ながら栄養素の確保に努める。

(5) 炊き出し及びその他の食品の配分

市町村は、指定避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。

ア 炊き出しは、指定避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。また、給食施設等の利用が可能な場合は、できるだけ活用し、炊き出しを行う。

イ 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、日赤奉仕団、食生活改善推進員協議会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。

ウ 避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料(米穀、しょう油等)として支給することは避ける。

エ 避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組又は班等を組織し、責任者を定め、確実に人員を把握するなどの措置をとり、配分もれ又は重複支給がないよう適切に配分する。

オ 食料の配分に当たっては、健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、必要に応じて栄養バランスを考慮した配分を行うこととする。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施が困難な場合、県へ炊き出し及びその他の食品の給与の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。
- (2) 県は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、主食については農林水産省に、副食については農林水産省又は他県に、燃料については第4章第 31 節「石油燃料供給対策」により要請する。また、自衛隊に対しては、炊き出し又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (3) 県は、市町村の実施する炊き出し及びその他の食品の給与の実施について、特に必要があると認めるときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。
- (4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。
- (5) 県は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺などにより被災市町村からの要請が滞る場合などに対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに指定避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資 料)

- 災害救助法施行細則 (資料編4-8-1)
- 災害救助法の適用基準 (資料編4-8-2)
- 米穀の調達 (資料編4-12-1)
- パンの調達 (資料編4-12-2)
- 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 (資料編4-6-2)

第13節 給水

地震・津波災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水を確保できない者に対し、給水するため、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

市町村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長)

2 実施内容

(1) 飲料水の確保及び給水

ア 対象者及び供給量

災害により、水道、井戸等の給水施設が破壊され、断減水、枯渇又は汚染したため現に飲料水が得られない者に対し、備蓄飲料水を含め最小限1人1日30程度を確保するものとし、状況に応じ増量する。また、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等の継続して多量の給水を必要とする施設への給水の確保に配慮する。

イ 方法

水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能数量の把握に努める。

- (ア) 浄水施設や配水池に被害があり、配水池からの給水ができなくなった場合、配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所とする。
- (イ) 配水管が部分的に破損した場合、緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、配水設備を設けて給水所とする。
- (ウ) 消火栓を使用できる場所では、これを給水所とする。
- (エ) 給水車、給水タンク、容器等を使用して必要水量を運搬し、給水する。
- (オ) 井戸水、自然水(川、ため池等の水)、プール、受水槽、防火水槽の水を浄水機等によりろ過し、化学処理をして飲料水を確保する。

(2) 給水資機材の調達等

市町村は、地域内の指定給水装置工事事業者からろ過装置、給水タンク、浄水薬品等の資機材を調達する。ただし、指定業者が被害を受け地域内で給水資機材を調達できない場合は、県又は隣接市町村に対し調達のあっせんを要請する。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、「水道災害相互応援協定(昭和44年4月1日制定)」に基づき、県へ飲料水の供給に要する人員及び給水資機材について応援を要請する。
- (2) 県は、市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合は、自衛隊、他県等へ飲料水の供給の実施又はこれに要する人員及び給水資機材の確保について応援を要請する。
- (3) 県は、市町村の実施する飲料水の供給について、特に必要があると認めるときは、他市町村等に応援するよう指示する。
- (4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資 料)

- 災害救助法施行細則 (資料編4-8-1)
- 災害救助法の適用基準 (資料編4-8-2)
- 応急給水用資機材 (資料編4-13-1)
- 災害時における飲料供給に関する協定 (資料編4-13-2)
- 水道災害相互応援協定 (資料編4-6-5)

第14節 応急住宅供給

地震・津波災害により住宅に被害を受け、自らの資力により住宅を確保することができない者及び応急修理をすることができない者を救済するため、以下のとおり応急仮設住宅の建設若しくは借上げ又は応急修理等を行うものとする。

1 実施責任者

市町村長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）

2 実施内容

(1) 既存住宅ストックの活用

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、建設型応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

(2) 応急仮設住宅の建設及び供与

応急仮設住宅の建設及び供与は、次により行う。

ア 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮に入れ、あらかじめ作成した建設予定地リストから次の事項に留意して土地を選定する。

なお、原則として公有地を選定し、やむを得ない場合は私有地を選定するが、後日問題の起こらないよう十分協議する。

(ア) 二次災害の発生のおそれのない場所

(イ) 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所

(ウ) 相当数の世帯が集団的に居住するとき、交通の便、教育の問題が解決できる場所

(エ) 被災者の生業の見通しがたつ場所

イ 建設方法

建設は、建設業者に請け負わせて行う。

ウ 供与

(ア) 対象者

災害により、住家が全壊（焼）し、又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者

(イ) 管理及び処分

a 応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることから、なるべく早い機会に他の住居へ転居できるよう住宅のあっせんを積極的に行う。

b 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、処分する。

(3) 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

(4) 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用

市町村は、関係機関と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間、又は応急仮設住宅の建設に代えて、公営住宅、民間賃貸住宅等の積極的な活用を図るものとする。

この際、当該住宅への避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(5) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、次により行う。

ア 対象者

災害により、住家が半壊し、半焼し若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 応急修理の方法

(ア) 応急修理は、建設業者に請け負わせて行う。

(イ) 応急修理は、居室、台所、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。

(6) 建築資材の調達及び建築技術者の確保

ア 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、市町村内の関係業者とあらかじめ協議し、調達する。関係業者において資材が不足する場合は、県に対し資材のあっせんを要請する。

イ 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、市町村内の組合等とあらかじめ協議し、確保する。

市町村内で建築技術者が確保できない場合は、県に対しあっせんを要請する。

ウ 住宅のあっせん等

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら応急仮設住宅の建設若しくは借上げ又は住宅の応急修理が困難な場合は、県へ応急仮設住宅の建設若しくは借上げ、住宅の応急修理の実施又はこれに要する人員及び建築資材の確保について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。
- (2) 県は、応急仮設住宅の建設若しくは借上げ又は住宅の応急修理等に当たっては、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人青森県建設業協会、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会等に協力を要請する。これらに要する建築資材の調達が困難な場合は、材木については東北森林管理局、その他の資材については東北経済産業局へ調達の応援を要請する。
- (3) 県は、市町村の実施する応急仮設住宅の建設若しくは借上げ又は住宅の応急修理について、特

に必要があると認めるときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。

(4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

(5) 県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資料)

- 災害救助法施行細則 (資料編4-8-1)
- 災害救助法の適用基準 (資料編4-8-2)
- 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定 (資料編4-14-1)
- 災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定 (資料編4-14-2)
- 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 (資料編4-14-3)
- 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 (資料編4-14-4)
- 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 (資料編4-14-7)
- 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 (資料編4-6-2)
- 大規模災害時における応急対策業務に関する協定 (資料編6-1-1)

第15節 遺体の搜索、処理、埋火葬

被災地の住民が地震・津波災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合、以下のとおり搜索並びに死体の処理及び応急的な埋火葬を行うものとする。

1 実施責任者

(1) 遺体の搜索

市町村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長)

(2) 遺体の処理

市町村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された市町村長)

県警察

(3) 遺体の埋火葬

市町村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長)

2 実施内容

(1) 遺体の搜索

ア 対象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者

(ア) 行方不明の状態になってから相当の期間を経過している場合

(イ) 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の指定避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合

(ウ) 災害発生後、ごく短時間のうちに引き続き当該地域に災害が発生した場合

イ 遺体の搜索の方法

遺体の搜索は、市町村、県警察及び消防機関等により搜索班を編成し、実施する。

なお、遺体の搜索に際しては、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係する医療機関と緊密な連絡をとる。

(2) 遺体の処理

ア 対象

遺体の処理は、後記(3)の遺体の埋火葬の場合に準じる。

イ 遺体の処理の方法

(ア) 遺体の検視等

県警察は、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。

(イ) 遺体の検案

医療機関は、遺体の死因その他について医学的検査をする。

(ウ) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

市町村は、遺体の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。

(エ) 遺体の一時保管

大規模災害時に、多数の遺体が発生する事態に備えて、市町村は、県及び県警察と連携し、

多数の遺体の検視及び一時保管が可能なイベント施設、公民館、体育館又は廃校等の屋内施設の確保に努める。

市町村は、遺体の身元確認又は埋火葬が行われるまでの間、当該屋内施設に遺体を一時保管するものとする。

(3) 遺体の埋火葬

ア 対象

災害時の混乱の際に死亡した者で、概ね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は迅速に行う。

(ア) 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋火葬を行うことが困難であるとき

(イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき

(ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等が入手できないとき

(エ) 埋火葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であるとき

イ 遺体の埋火葬の方法

(ア) 埋火葬の程度は、応急的な仮葬とする。

(イ) 埋火葬の方法は、原則として火葬とする。

(ウ) 埋火葬は、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給、あるいは、火葬、土葬又は納骨等の役務の提供によって実施する。

(エ) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時的保管を依頼し、縁故者が判り次第、引き継ぐものとする。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋蔵する。

3 応援協力関係

(1) 市町村は、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ遺体の搜索、処理、埋火葬の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(2) 県は、市町村の実施する遺体の搜索、処理、埋火葬について、特に必要があると認めたときは市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。

また、必要に応じて「災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定」に基づき、青森県葬祭事業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会又は一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会に協力を要請する。

(3) 県警察は、市町村の遺体の搜索に協力する。

(4) 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、市町村の海上における遺体の搜索に協力する。

(5) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資 料)

- 災害救助法施行細則 (資料編4-8-1)
- 災害救助法の適用基準 (資料編4-8-2)
- 災害救助に関する委託契約書(日赤) (資料編4-15-1)
- 火葬場 (資料編4-15-2)
- 災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定 (資料編4-15-3)
- 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 (資料編4-6-2)

第16節 障害物除去

地震・津波災害により土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、又は道路等に堆積した場合、また、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、被災者の保護、災害の拡大防止及び緊急通行車両等の通行の確保のため、以下のとおり障害物を除去するものとする。

1 実施責任者

(1) 住家等における障害物の除去

市町村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長)

(2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去

道路管理者

河川管理者

鉄道事業者

(3) 海上における障害物の除去

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)

港湾・漁港管理者(県・市町村)

2 実施内容

(1) 住家等における障害物の除去

住家等の障害物の除去は、次により行う。

ア 対象者

災害により、住家等が半壊し、又は床上浸水し、居室、台所等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者

イ 障害物除去の方法

(ア) 障害物の除去は、自らの組織、要員、資機材を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

(イ) 除去作業は、居室、台所、便所等日常生活に必要欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限るものとし、当面の風雨をしのぐ程度の主要物件の除去を行う応急的なものとする。

(2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去

道路、河川、鉄道における障害物の除去は、次により行う。

ア 道路及び河川における障害物の除去

(ア) 道路における障害物の除去は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ交通の確保のための支援を要請する。

(イ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者(ウ及びエ)において「道路管理者等」という。)に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

- (ウ) 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合であつて、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は自ら車両の移動等を行う。
- (エ) 国は道路管理者等である県及び市町村に対し、県は道路管理者等である市町村に対し、広域的な見地から緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、放置車両や立ち往生車両の移動が必要と認められるときは指示を行うことができる。
- (オ) 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。
- (カ) 道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。

イ 鉄道における障害物の除去

鉄道における障害物の除去は、当該鉄道の事業者が行い、輸送の確保を図る。

(3) 海上における障害物の除去

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)及び港湾・漁港管理者は、港内又は海上に漂流物、沈没物その他の航路障害物がある場合は、直ちに必要な応急措置(航行警報、安全通信の放送、応急標識の設置等)をとるとともに、その物件の所有者又は占有者に対し、その場所が港内又は港の境界付近のときは除去を命じ、その他の海域にあつては除去の勧告を行う。

また、港湾・漁港管理者は、船舶の航行が危険と認められる場合は、国に報告する。

不明の場合は、関係機関が連携し、除去する。

(4) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、概ね次の場所に集積廃棄又は保管する。

ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所

イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

(5) 資機材等の調達

障害物の除去に必要な資機材等は、次により調達する。

ア 障害物の除去に必要な機械、器具は、実施機関所有のものを使用するほか、適宜関係業者の協力を求めて調達する。

イ 障害物の除去を実施するための機械操作員は、機械、器具に併せて確保する。

ウ 作業要員の確保は、第4章第21節「労務供給」による。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、県へ障害物の除去の実施又はこれに必要な人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。
- (2) 県は、自ら障害物の除去の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合は、自衛隊、他県又は防災関係機関等へ障害物の除去の実施又はこれに必要な人員及び資機材について応援を要請する。
- (3) 県は、市町村の実施する障害物の除去について、特に必要があると認めるときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。

(4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資料)

- 災害救助法施行細則 (資料編4-8-1)
- 災害救助法の適用基準 (資料編4-8-2)
- 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 (資料編4-6-2)
- 大規模災害時における応急対策業務に関する協定 (資料編6-1-1)
- 災害時における応援協力に関する協定 (資料編5-7-1)

第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与

地震・津波災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品(以下「生活必需品」という。)をそう失し、又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給(貸)与するため、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

県(健康福祉部)

市町村長(災害救助法が適用された場合又は災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱(以下「法外援護」という。)の適用基準に達した場合は知事及び知事から委任された市町村長)

日本赤十字社青森県支部長

2 実施内容

県及び市町村は、生活必需品を次により効率的に確保・調達して給(貸)与する。

(1) 確保

ア 県及び市町村は、住民が各家庭や職場で、平時から「最低3日分、推奨1週間分」の生活必需品を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。

イ 市町村は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄又は流通在庫備蓄に努める。

ウ 県は、広域的な立場から市町村の備蓄を補完するため、現物備蓄又は流通在庫備蓄に努める。

エ 県及び市町村は流通在庫備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品の調達に関する協定の締結を推進するなどの実効性の確保を図る。

オ 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

(2) 調達

ア 市町村

市町村は、当該市町村の業者から調達するものとするが、市町村内業者が被害を受け調達できない場合は、県又は他市町村に応援を求め調達する。

イ 県

県は、生活必需品を次により調達する。

(ア) 生活必需品の調達については、県の保有する備蓄物資をもって充て、備蓄物資で不足する場合は、災害時応援協定締結業者又は県内販売業者から調達する。

(イ) 災害の規模が大きく、上記(ア)のみで調達できない場合は県外販売業者等から調達するものとし、必要に応じて東北経済産業局等にあっせんを要請して調達する。

(3) 給(貸)与

市町村は、次により給(貸)与を行う。

なお、県が調達した生活必需品は、県が被災市町村に輸送・供給し、市町村が給(貸)与する。

ア 対象者

災害により住家が全壊(焼)、流出、半壊(焼)、床上浸水等の被害を受け、生活必需品をそう失、又はき損したため、日常生活を営むことが困難な者

イ 給(貸)与する品目

原則として、次に掲げるもののうち、必要と認められた最小限度のものとする。

- (ア) 寝具
- (イ) 外衣
- (ウ) 肌着
- (エ) 身廻品
- (オ) 炊事道具
- (カ) 食器
- (キ) 日用品
- (ク) 光熱材料
- (ケ) 高齢者、障害者等の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗品

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。また、指定避難所及び応急仮設住宅の暑さ寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

ウ 配分方法

(ア) 市町村は、指定避難所を開設した場合、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、一時的に急場をしのご程度の生活必需品を給(貸)与する。

(イ) 災害救助法が適用された場合及び法外援護の適用基準に達した場合、県は、市町村の被害状況及び世帯別構成人員等の報告に基づき、配分基準の決定を行う。市町村は、この決定に基づき、配分する。

なお、被災者多数のため手続きまで相当の期間を要する場合は、被災者に最も必要な物資を一時貸与し、後日支給に切り替える。

(ウ) 日本赤十字社青森県支部における措置

県において災害救助法、あるいは法外援護を適用した場合は、被災者に対して毛布、緊急セット等を支給する。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、備蓄物資の状況等を踏まえ、自ら生活必需品の給(貸)与の実施が困難な場合、県へ生活必需品の給(貸)与の実施又はこれに要する人員及び生活必需品の調達等について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。
- (2) 県は、備蓄物資の状況等を踏まえ、自ら生活必需品の給(貸)与の実施が困難な場合、又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、他県、東北経済産業局等へ生活必需品の調達について、また自衛隊へ生活必需品の給(貸)与の実施について応援を要請する。
- (3) 県は、国のプッシュ型支援(被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合において、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援)が開

始された場合、指定避難所等へ物資が確実に配送されるよう、必要な調整を行う。

(4) 県は、市町村の実施する生活必需品の給(貸)与の実施について、特に必要があると認めるときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。

(5) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間、経費は、法外援護による。

(資料)

- 災害救助法施行細則 (資料編4-8-1)
- 災害救助法の適用基準 (資料編4-8-2)
- 生活必需品の備蓄 (資料編4-17-1)
- 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 (資料編4-17-2)
- 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱 (資料編4-17-3)
- 災害救助活動態勢 (資料編4-17-4)
- 災害救援物資(見舞品)の交付基準 (資料編4-17-5)
- 災害時における物資の供給に関する協定 (資料編4-17-6)
- 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 (資料編4-6-2)

第 18 節 医療、助産及び保健

地震・津波災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の在日・訪日外国人旅行者を含む住民が医療又は助産等の途を失った場合、あるいは、被災者の保健管理が必要な場合、以下のとおり医療、助産及び保健措置を講じるものとする。

1 実施責任者

市町村長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された市町村長）
県（健康福祉部）

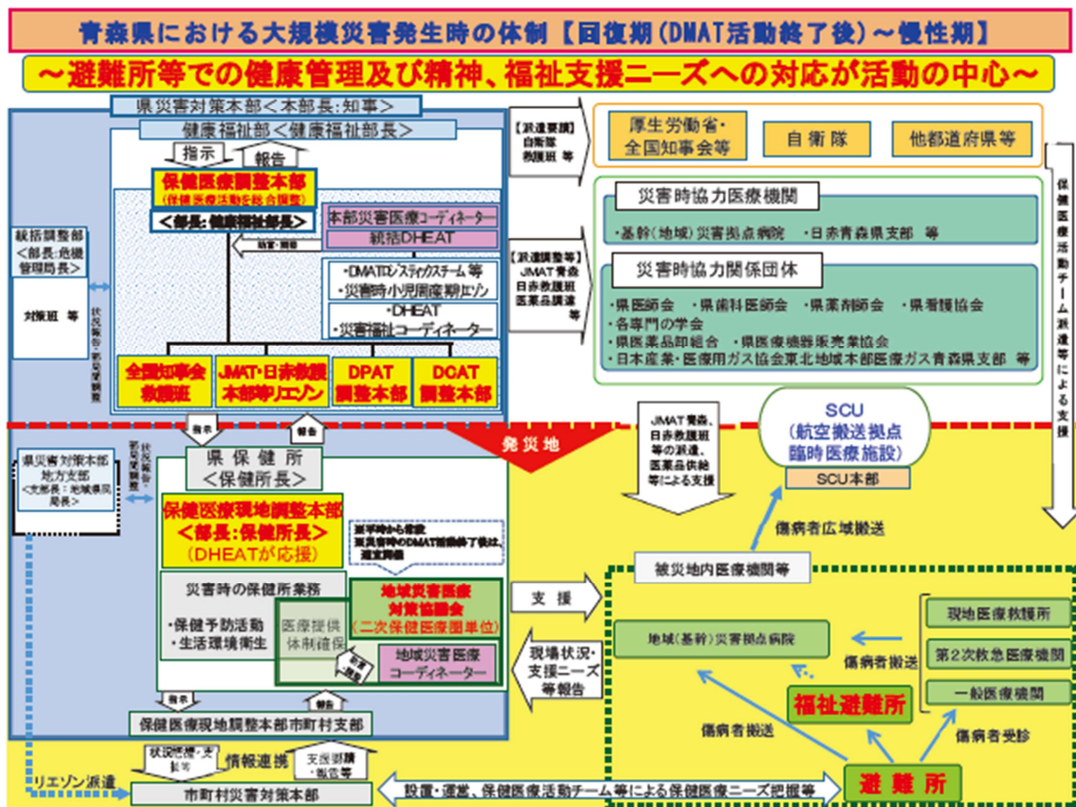
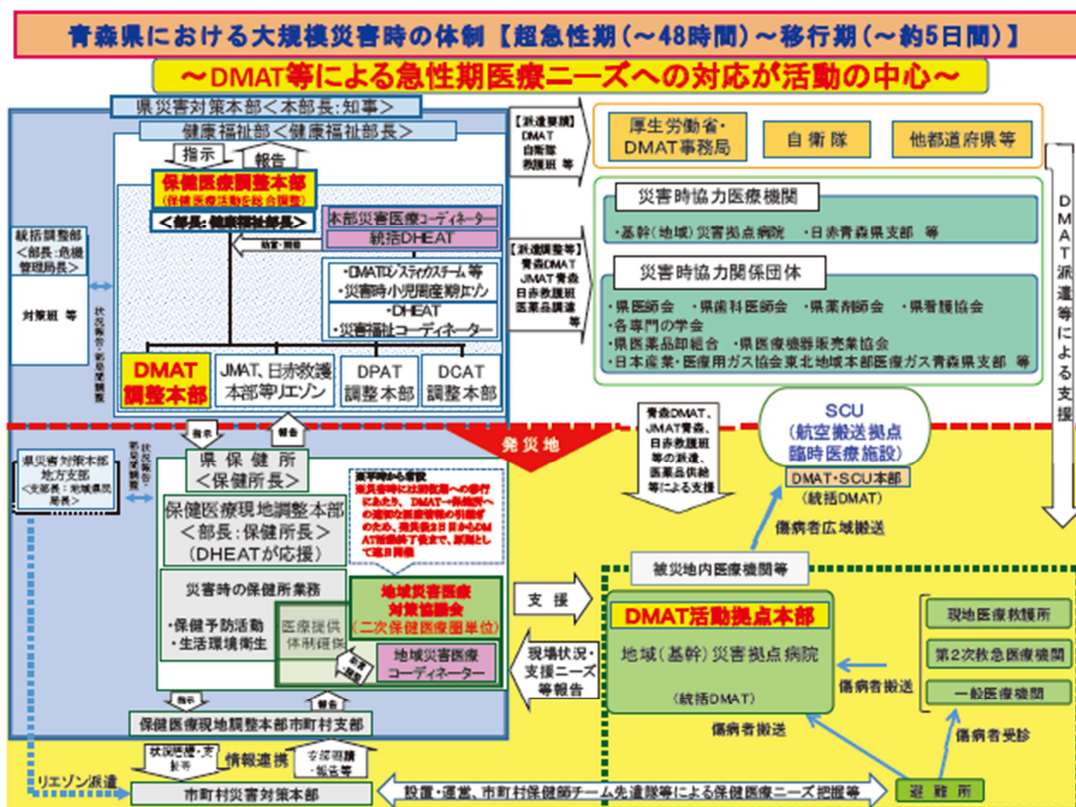
2 実施内容

県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動に係る総合的な調整を遅滞なく行うための青森県保健医療調整本部を設置する他、被災地域内の医療体制の状況把握を含め、保健医療活動に係る現地での調整を行う青森県保健医療現地調整本部を、必要に応じて被災市町村を所管する県保健所に設置することとする。

(1) 各フェーズにおける保健医療活動チームの活動の中心及び主な活動場所

フェーズ	活動の中心	主な活動場所
超急性期（48時間迄） ～ 移行期（約5日間迄）	急性期医療ニーズへの対応	DMAT活動拠点本部 （災害拠点病院等）
回復期～慢性期	避難所等で高まる保健、医療及び福祉分野等の支援ニーズへの対応	・ 避難所 ・ 福祉避難所

(2) 体制図



(3) 救護班の編成

医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による救護班を、医師会をはじめ関係機関の協力を得て、次により編成し実施する。

ア 医師会の会員による救護班

イ 歯科医師会の会員による救護班

ウ 看護協会の会員による救護班

エ 市町村立医療機関による救護班

オ 市町村保健師による救護班

カ 日本赤十字社青森県支部による救護班

キ 地域県民局地域健康福祉部保健総室、県立中央病院、つくしが丘病院及び精神保健福祉センターによる救護班

ク 弘前大学医学部附属病院、独立行政法人国立病院機構及び国立療養所による救護班

ケ 災害救助法の規定により従事命令を受けた医師、看護師等による救護班

(4) 救護所の設置

救護所は、市町村庁舎、指定避難所、その他公共施設等に設置する。

(5) 医療、助産及び保健の実施

医療、助産及び保健の実施は、次により行う。

ア 医療、助産及び保健の対象者

(ア) 医療の対象者

災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

(イ) 助産の対象者

災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者

(ウ) 保健の対象者

a 災害のため避難した者で、指定避難所における環境不良等により健康を害した者

b 健康回復のため、適切な処置等が必要な者

c 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導等を行う必要がある者

d 指定避難所における栄養の偏りにより、健康状態の悪化が見られる者

イ 医療、助産及び保健の範囲

(ア) 診察

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他治療及び施術

(エ) 病院、診療所又は介護老人保健施設への入院、入所

(オ) 看護、介護

(カ) 助産(分べん介助等)

(キ) 健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導

(ク) 栄養相談指導

ウ 実施方法

県は、必要に応じ、県内における保健医療活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。その際、災害医療コーディネーターは医療ニーズについて、統括DHEATは保健福祉ニーズについて、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。また、災害時小児周産期リエゾン

災害医療コーディネーターを、災害福祉コーディネーターは統括DHEATをサポートすることとする(以下災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを「災害医療コーディネーター等」という)。

(ア) 医療

救護班により医療に当たるものとするが、トリアージタグを有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所に移送して治療する。また、介護等を必要とする高齢者等については、医師の判断により介護老人保健施設に移送して看護・介護する。

(イ) 助産

上記(ア)に準ずる。

(ウ) 保健

原則として、救護班により巡回保健活動に当たるものとするが、医療及び助産を必要とする場合には、救護所、病院、診療所に移送する。

(6) 医薬品等の調達及び供給

医薬品等の調達は、各救護班が行うものとするが、不足する場合は次による。

ア 市町村は、近隣の医薬品等卸売業者から購入し、救護班に支給する。

イ 県は、市町村等から要請があった場合は、独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所又は青森県医薬品卸組合、青森県赤十字血液センター、青森県医療機器販売業協会又は一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門青森県支部に対し、要請のあった市町村等に対する供給を要請する。

(7) 救護班等の輸送

救護班等の輸送は、第4章第20節「輸送対策」による。

(8) 広域後方医療施設への傷病者の搬送

県は、広域後方医療施設へ航空機で傷病者を搬送する必要がある場合、原則として青森空港を航空搬送拠点に定め、トリアージ(緊急度判定に基づく治療順位の決定)や救急措置等を行う航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)を設置・運営し、航空機による医療搬送体制を確保する。

(9) 災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備等

県は、災害派遣医療チーム(DMAT)、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保による運用体制の構築等を通じて救急医療活動等の支援体制の整備に努めるとともに、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備に努める。災害医療コーディネーター等は、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。

(10) 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の整備

県は、災害時健康危機管理支援チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

(11) 災害福祉支援チーム(DCAT)の整備

県及び青森県社会福祉協議会等関係団体(青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会構成団体)は、行政と民間が一体となった広域的な福祉支援ネットワークを通じて、災害福祉支援チーム員の養成及び資質の維持向上を図るための継続的な研修を実施するものとする。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、市町村を応援する保健医療現地調整本部員等と情報連携することとする。
- (2) 県は、保健医療現地調整本部員等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整について保健医療現地調整本部及び保健医療調整本部にて行うこととする。
- (3) 市町村は、当該市町村内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、県へ医療、助産及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。
- (4) 県、市町村及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。その際、災害医療コーディネーター等は、県及び市町村に対して適宜助言を行うものとする。
- (5) 県は、必要に応じ、他の都道府県、厚生労働省、国立病院機構等、青森DMAT指定病院、DPAT事務局に対し、災害派遣医療チーム(DMAT)や災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請するほか、県自らの救護班、県との協定に基づいて派遣される日本赤十字社青森県支部、県医師会及び県歯科医師会の救護班をもってしても必要な医療、助産及び保健の実施が困難な場合は、独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所、自衛隊又は他県へ医療、助産及び保健(自衛隊については助産を除く。)の実施について、応援を要請す。
- (6) 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所、救護所を含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。
- (7) 県は、市町村の実施する医療、助産及び保健の実施について、特に必要があると認めるときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。
- (8) 県及び市町村は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。
- (9) 県は必要に応じて、独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所及び日本赤十字社青森県支部へ県外の医療施設における広域的な後方医療活動のあっせんを要請する。その際、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
- (10) 医療機関は、医療活動を実施するため、必要に応じライフライン事業者に対し、早期復旧の協力について要請する。
- (11) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の医療及び助産に係る対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資 料)

- 災害救助法施行細則 (資料編4-8-1)
- 災害救助法の適用基準 (資料編4-8-2)
- 災害救助に関する委託契約(日赤) (資料編4-15-1)
- 青森県緊急医薬品等供給対策連絡会運営要綱 (資料編4-18-1)
- 医薬品等(防疫薬剤を含む)の調達 (資料編4-18-2)
- 血液製剤の調達 (資料編4-18-3)
- 災害時の医療救護に関する協定書 (資料編4-18-4)
- 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則 (資料編4-18-5)
- 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 (資料編4-6-2)

第 19 節 被災動物対策

災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

県(健康福祉部)
市町村
特定動物の飼養者

2 実施内容

県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置し、市町村及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。

(1) 指定避難所における家庭動物の適正飼養

市町村は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。

(2) 被災動物の保護収容等の対策

県は、飼養者の安心の確保及び人への危害を防止するため、災害のために飼養継続が困難となった被災動物や、負傷・放浪動物等の保護・収容等必要な措置を講じる。

(3) 特定動物の逸走対策

特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市町村、警察署その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、県は、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

第 20 節 輸送対策

地震・津波災害時において被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、以下のとおり車両等を調達し、実施するものとする。

1 実施責任者

県(企画政策部、健康福祉部、危機管理局)

市町村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長)

防災関係機関

2 実施内容

(1) 輸送車両及び船舶等の調達

市町村、県等防災関係機関は、自ら所有する車両、船舶等により輸送を行うものとするが、不足する場合は次の順序により調達する。

ア 公共的団体の車両、船舶等

イ 運送業者等営業用の車両、船舶等

ウ その他の自家用車両、船舶等

(2) 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりとする。

ア 被災者の避難に係る輸送

イ 医療、助産及び保健に係る輸送

ウ 被災者の救出に係る輸送

エ 飲料水供給に係る輸送

オ 救援物資の輸送

カ 遺体の捜索及び処理に係る輸送

(3) 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、救援物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量などを勘案し、最も適切な方法により行う。

なお、県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認める時は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、必要な物資又は資材の運送を要請する。

県等防災関係機関は、各災害現場を想定し、県が開設する一次物資拠点(広域物資輸送拠点)、市町村が開設する二次物資拠点(地域内輸送拠点)を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークを形成するため、道路、港湾、漁港、飛行場等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館、道の駅等輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設等を把握しておく。

なお、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用い、あらかじめ登録されている一次物資拠点を速やかに開設できるよう、施設の管理者の連絡先や

開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

ア 車両による輸送

道路交通が確保される場合は、車両により輸送を行う。

(ア) 市町村

それぞれの地域防災計画に基づき車両を確保し輸送を行うが、車両が不足し、又は確保できない場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

(イ) 県

自らの輸送活動の実施が困難な場合、又は市町村からの応援要請の実施が困難な場合は、東北運輸局(青森運輸支局)に応援を要請する。

また、必要に応じて、「災害時における救援物資等の緊急輸送等に関する協定」、「災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定」及び「災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県トラック協会、公益社団法人青森県バス協会及び一般社団法人青森県タクシー協会に協力を要請するほか、自衛隊に輸送活動の実施について応援を要請する。車両の確保が困難な場合、「災害時におけるレンタカーの提供に関する協定」に基づき、事業者に対し協力を要請する。

(ウ) 県警察

緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

(エ) 青森運輸支局

県からの応援の要請があったときは、運送業者の所有する自動車の調達あっせんを行う。

(オ) 公益社団法人青森県トラック協会、公益社団法人青森県バス協会、一般社団法人青森県タクシー協会

県からの要請があったときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して最大限の協力をを行う。

イ 鉄道による輸送

道路の被害等により、車両による輸送が不可能な場合、又は鉄道による輸送が適切な場合は、県は、鉄道事業者と協力を要請し、鉄道輸送を行う。

ウ 船舶による輸送

陸上交通が途絶した場合、又は船舶による輸送が適切な場合は、船舶、舟艇等による輸送を行う。災害時における海上輸送の拠点として青森港及び八戸港の耐震強化岸壁を積極的に活用する。

また、青森港、八戸港及び大湊港において震災時の防災機能の強化を図る。

本県と北海道の間における人員や資機材、物資、避難者等の輸送等に当たっては、「災害時における船舶による輸送の確保等に関する協定」に基づき、事業者に応援を要請する。

(ア) 市町村

車両の輸送に準じる。

(イ) 県

自らの輸送活動の実施が困難な場合、又は市町村からの応援要請の実施が困難な場合は、東北運輸局(青森運輸支局)に応援を要請する。

また、必要に応じ、第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)、自衛隊に輸送活動の実施について応援を要請する。

(ウ) 青森運輸支局

県から応援の要請があったときは、海運業者の所有する船舶、舟艇等の調達あっせんを行う。

エ 航空機による輸送

陸上交通が途絶した場合、又は緊急を要する輸送等の場合は、県は、県防災ヘリコプター、県ドクターヘリにより航空輸送を行うほか、必要に応じ消防庁又は自衛隊に応援を要請する。

オ 人夫等による輸送

車両、鉄道及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

(4) 緊急通行車両の確認

ア 県公安委員会が災害対策基本法に基づく交通の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。

イ 上記アの確認をしたときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、緊急通行車両の標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

ウ 上記イの標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

エ 市町村等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をしておく。

(5) 他県等からの救援物資の一次物資拠点

県は、災害時における他県等からの救援物資の一次物資拠点を、その備えるべき機能等を勘案し、あらかじめ選定しておく。

また、救援物資を円滑に受け入れ、配送できるよう、必要に応じて、「災害時における物資の保管等に関する協定」に基づき、青森県倉庫協会に対し、民間物流事業者の協力を要請する。

3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の輸送費、期間については、災害救助法施行細則による。

(資料)

- 自動車の保有状況 (資料編4-20-1)
- 貨物自動車(営業用トラック)の調達 (資料編4-20-2)
- バスの調達 (資料編4-20-3)
- 漁船の現況 (資料編4-20-4)
- 船舶の現況 (資料編4-20-5)
- 巡視船艇 (資料編4-20-6)
- 舟艇の保有状況 (資料編4-20-7)
- 県警察警備艇 (資料編4-20-8)
- 県防災ヘリコプター (資料編4-20-9)
- 県ドクターヘリ (資料編4-20-10)
- 県警察ヘリコプター (資料編4-20-11)

- 防災ヘリコプター場外離着陸場 (資料編4-20-12)
- 災害時における救援物資等の緊急輸送等に関する協定 (資料編4-20-13)
- 災害時における船舶による輸送の確保に関する協定 (資料編4-20-14)
- 災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書 (資料編4-20-15)
- 災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協定 (資料編4-20-16)
- 災害時における応援協力に関する協定 (資料編4-20-17)
- 災害時におけるレンタカーの提供に関する協定 (資料編4-20-18)
- 災害時における電動車両等の貸与に関する協定 (資料編4-20-19)

第 21 節 労務供給

地震・津波災害時において応急措置を迅速かつ的確に実施するため、以下のとおり必要な人員の動員及び雇上げ、奉仕団の協力等により災害対策要員を確保するものとする。

1 実施責任者

(1) 労務者の雇用

知事(総務部、健康福祉部、県土整備部)

市町村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長)

防災関係機関の長

(2) 奉仕団の活用

市町村長

日本赤十字社青森県支部長

2 実施内容

(1) 労務者の雇用

災害時において、次の応急措置を講じるために必要な労務者を公共職業安定所を通じて雇用する。

ア 被災者の避難支援

イ 医療救護における移送

ウ 被災者の救出(救出する機械等を操作する場合を含む。)

エ 飲料水の供給(供給する機械等を操作する場合及び浄水用医薬品等を配付する場合を含む。)

オ 救援物資の整理、輸送及び配分

カ 遺体の捜索及び処理

(2) 技術者等の従事命令等

災害時において応急措置を講じる上で技術者等の不足、又は緊急の場合は、関係法令に基づき従事命令又は協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。

関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等は、資料編のとおりである。

(3) 奉仕団の活用

災害時の応急措置を講じるに当たっては、次により、日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の組織の活用を図る。

ア 奉仕団の編成及び従事作業

(ア) 編成

奉仕団は、概ね次の団体をもって編成する。

a 日赤奉仕団

b 高等学校及び大学

c その他NPO・ボランティア等の各種団体

(イ) 従事作業

奉仕団は、主として次の作業に従事する。

- a 炊き出し、その他災害救助活動の協力
- b 清掃、防疫
- c 災害応急対策用の物資、資材の輸送及び配分
- d 応急復旧作業現場における軽易な作業
- e 軽易な事務の補助

イ 奉仕団の連絡調整

災害時における奉仕団の協力活動については、市町村長又は日本赤十字社青森県支部長が連絡調整を図る。

3 応援協力関係

(1) 職員の派遣要請及びあっせん要求

ア 市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長に職員の派遣を要請する。

イ 市町村長は、要請先に適任者がいないなどの場合は、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める。

ウ 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、他の都道府県知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。

エ 知事は、要請先に適任者がいないなどの場合は、内閣総理大臣に対し職員の派遣についてあっせんを求める。

オ 職員の派遣の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

(2) 応援協力

ア 市町村長は、応急措置を実施するための労働力が不足するときは、知事に対し応援を求めるほか、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長に応援を求める。

イ 知事は、応急措置を実施するための労働力が不足するときは、他の都道府県知事に対し応援を求める。

ウ 指定地方公共機関は、応急措置を実施するための労働力が不足するときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは市町村長に応援を求める。

エ 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の労務者の雇用等に係る人夫費、期間については、災害救助法施行細則による。

(資料)

- 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例 (資料編4-21-1)
- 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則 (資料編4-21-2)
- 赤十字奉仕団の現況 (資料編4-21-3)
- 関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等 (資料編4-21-4)
- 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 (資料編4-6-2)

第 22 節 防災ボランティア受入・支援対策

地震、津波災害時において被災市町村の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を確立するものとする。

1 実施責任者

県(各部)
県教育委員会
市町村
市町村教育委員会
県・市町村社会福祉協議会
日本赤十字社青森県支部

2 実施内容

(1) 防災ボランティアセンターの設置

県内で災害が発生し、被災市町村が市町村社会福祉協議会等関係機関と協議して、防災ボランティアセンター(以下「センター」という。)の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。

ア センターの役割

- (ア) 市町村災害対策本部との連絡調整を行う。
- (イ) 被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口(電話)等を設置する。
- (ウ) 防災ボランティア活動参加者のニーズを把握する。
- (エ) 被災者ニーズと防災ボランティアニーズのコーディネートを行う。
- (オ) 被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。
- (カ) 防災ボランティア活動用資材や食料等(炊き出しを含む)の調達を行う。
- (キ) 防災ボランティアの集合・待機場所となる屋内施設を確保する。当該施設では、活動前における活動内容に係る説明や、活動後における消毒等を実施するスペースが必要になるほか仮設トイレの設置場所や十分な駐車スペースがあることが望ましいことに留意が必要である。

イ 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて防災ボランティア活動を展開していくため、被害情報、避難情報、必要物資情報等を収集し、収集した情報を整理し、その対応を行う市町村、県など関係機関へ情報提供する。

ウ センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要

な担当部署を編成し、効率的に組織する。

なお、センターの運営に関しては、防災ボランティアへの対応やコーディネートに関する知識や経験を有する地元NPO・ボランティア等と十分な協議・調整を行い、防災ボランティアに主体的な役割や運営を任せる。

エ その他

災害時において、センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュアル等を定めておく。

(2) 防災ボランティア情報センターの設置

県内で大規模な地震が発生し、被災市町村からの被災情報等により県(環境生活部)と県社会福祉協議会等関係機関が協議して、防災ボランティアの協力を必要と判断した場合、速やかに防災ボランティア情報センター(以下「情報センター」という。)を設置し、県内全域を対象とする防災ボランティア活動を支援する。情報センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。

ア 情報センターの役割

- (ア) 複数の市町村が被災する広域災害において、各市町村のセンター間の連絡調整をする。
- (イ) 県域の窓口として全国への広報活動や情報発信及び関係機関との連絡等を行う。また、他県からの防災ボランティアの応援が必要と判断した場合は、全国社会福祉協議会や全国規模のボランティアネットワーク等と連携し、その機能の積極的な活用を図る。
- (ウ) 県内の被災状況や支援団体の活動状況等について、県災害対策本部やセンター、既に被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報共有の場を設定するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。
- (エ) 防災ボランティア活動の希望者に対する情報提供を行う。
- (オ) センターだけでは対応できない課題・ニーズに対し、支援活動団体や企業などへの支援要請や連絡調整、意見交換などを行いながらセンターを支援する。
- (カ) センターでの防災ボランティア活動に必要な資機材の調達を支援する。
- (キ) 被害が甚大でセンターを設置できない市町村がある場合、他の市町村のセンターと連携しながらセンターの設置を支援する。

イ 情報センターの運営

情報センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。

ウ その他

災害時において、情報センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜情報センターの設置・運営マニュアル等を定めておく。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。
- (2) 県は、被害状況等についてインターネットのホームページやラジオ、テレビ、新聞等報道機関を通じて他県へ情報提供を行い、必要な物資、資機材などの広報に関する協力を行う。

- (3) 県及び市町村は、避難状況、指定避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通の復旧状況の災害情報を、センターや情報センターに適時適切に提供を行う。
- (4) 県及び市町村等の関係機関は、自主性に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、支援力を向上させる。また、地方公共団体、住民、他の支援団体と相互理解を図り、連携・協働して活動できる環境を整備するよう努める。
- (5) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

ボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務をセンターに委託した場合の person 費、旅費については、災害救助法の国庫負担の対象とできることに留意する。

第 23 節 防疫

地震、津波災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、以下のとおり防疫措置及び予防接種等を実施するものとする。

1 実施責任者

県(健康福祉部)
市町村

2 実施内容

(1) 県の措置

ア 衛生情報の把握

災害時には、災害の規模等に応じ必要な防疫組織を設け、気象、警察、消防等の関係機関及び被災地の地域県民局地域健康福祉部保健総室、市町村と緊密な連絡をとり衛生情報の早期把握に努める。

イ 資機材等の整備

防疫用資機材の整備・点検を行い、状況に応じ購入又は借上げを行う。

ウ 予防教育及び広報活動

パンフレット等の配布、広報車、報道機関等の活用等により速やかに地域の住民に対し、予防教育及び広報活動を実施する。

エ 防疫活動

(ア) 疫学調査及び健康診断

- a 疫学調査班を組織し、積極的疫学調査を行う。
- b 積極的疫学調査の結果、必要があるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による健康診断を実施する。

(イ) 市町村に対する指導及び指示

a 防疫指導

防疫計画により、被災市町村の実情に応じた指導を行う。

b 防疫指示

被災市町村における災害の規模、態様に応じその範囲及び期間を定めて、速やかに次の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等による指示、命令を発する。

(a) 消毒方法の施行等に関する指示

(b) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する命令

(c) 生活の用に供される水の使用制限等の命令

(d) 臨時予防接種に関する命令(ただし、市町村長に実施させることが適当な場合に限る。)

(ウ) 臨時予防接種

感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定して、予防接種法による臨時予防接種を実施する。

(2) 市町村の措置

ア 防疫措置

災害時には、市町村職員、奉仕団、臨時の作業員をもって編成する防疫班など、必要な防疫組織を設け、防疫対策を実施する。

イ 予防教育及び広報活動

県の指導のもとに、パンフレット、広報車その他関係団体及び報道機関を活用し、住民に対する予防教育及び広報活動を実施する。

ウ 防疫活動

(ア) 県の指導を受け、次の事項を実施する。

a 消毒

b ねずみ族、昆虫等の駆除

c 生活の用に供される水の供給(容器による搬送、ろ過給水等状況に応じた適宜な方法による。)

(イ) 感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに入院勧告の措置に協力する。

(ウ) 県の指導を受け、指定避難所の防疫を実施する。

なお、実施に当たっては施設管理者等の協力を得て防疫指導の徹底に努めるものとする。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、県の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 市町村は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、県へ防疫活動の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。
- (3) 県は、市町村の実施すべき防疫活動が実施できないか、又は実施しても不十分と認められるときは市町村に代わって実施する。
- (4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所、日本赤十字社青森県支部、自衛隊、他県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他県へこれらの実施又はこれに要する資機材について応援を要請する。
- (5) 県は、市町村の実施する防疫活動について、特に必要があると認めるときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。
- (6) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

(資料)

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ○ 主要医療機関 | (資料編4-11-1) |
| ○ 防疫用資機材の保有状況 | (資料編4-23-1) |
| ○ 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 | (資料編4-6-2) |

第 24 節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

被災地における環境衛生の保全のため、以下のとおりごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務及び環境モニタリング調査等を行うものとする。

1 廃棄物等処理

(1) 実施責任者

市町村

(2) 実施内容

ア ごみの処理

ごみの収集、運搬及び処分は、次により行う。

(ア) ごみの収集及び運搬

- a 市町村の収集車両、作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と指定避難所のごみの収集、運搬を実施する。
- b 被害甚大等の理由で収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、ごみの収集、運搬を実施する。

(イ) ごみの処分

- a 可燃性のごみは、市町村等のごみ処理施設において焼却処分する。
- b 焼却施設を有する事業所及び指定避難所は、その施設を利用して処分する。
- c 不燃性で再資源化ができないごみは、市町村等の最終処分場に運搬し、埋立処分する。
- d 処理施設の稼働状況に合わせた分別区分設定による再資源化ができず、焼却処分ができない場合又は処理能力を上回るごみが発生した場合は、最終処分場を指定して埋立処分する。

イ し尿の処理

し尿の収集、運搬及び処分は、次により行う。

(ア) し尿の収集及び運搬

- a し尿の収集及び運搬は、し尿収集、運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地で緊急を要する地域を優先的に実施する。
- b し尿の収集は、各戸の便所が使用可能になるよう配慮し、必要に応じて2～3割程度のくみ取りを実施する。

(イ) し尿の処分

収集したし尿は、し尿処理施設で処理し、処理能力を上回る場合又は施設が使用不可能なときは、他のし尿処理施設に委託し処理する。

ウ 死亡獣畜の処理

死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体(家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。))の処理を必要とする場合は、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法上の許可等を有する死亡獣畜取扱場に搬送し適正に処理することを指導する。

なお、搬送が不可能な場合は、地域県民局地域健康福祉部保健総室に相談した上で適切な方法で搬送する。

エ 災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集・運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

なお、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

オ 国(環境省)は、広域処理等の災害廃棄物処理体制を整備するため、地域ブロック協議会における災害廃棄物対策行動計画の策定を促進するとともに、広域支援の実施事例の整理・周知や計画の見直しを促す等、計画の実効性の向上を図る。

国(環境省、防衛省)は、災害廃棄物の撤去等について、発災時の環境省、防衛省、市町村、ボランティア、NPO等の関係者の役割分担、平時の取組等を整理した連携対応マニュアルを作成し、関係者に周知するものとする。

(3) 応援協力関係

ア 市町村は、自ら廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ当該業務の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

また、災害の状況に応じ必要な場合には、廃棄物処理に係る関係機関への応援協力依頼を県に要請する。

イ 県は、青森県災害廃棄物処理計画等を踏まえ、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村から要請があった場合は、災害廃棄物処理実行計画の作成について支援を行うものとする。

また、市町村の実施する廃棄物等処理業務について、特に必要があると認めるときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。

さらに、関係機関への応援協力依頼の要請を受けたときは、「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」又は「無償団体救援協定書」に基づき、関係機関に協力を要請する。

ウ 応援の要請を受けた関係機関は、これに積極的に協力する。

(資料)

- ごみ処理施設・運搬車の現況 (資料編4-24-1)
- し尿処理施設・運搬車の現況 (資料編4-24-2)
- 死亡獣畜取扱場 (資料編4-24-3)
- 無償団体救援協定(災害一般廃棄物の収集・運搬) (資料編4-24-4)
- 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定 (資料編4-24-5)
- 大規模災害時における建築物等の解体撤去協力に関する協定 (資料編4-24-6)
- 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 (資料編4-6-2)

2 環境汚染防止

(1) 実施責任者

県(環境生活部)

(2) 実施内容

工場・事業場からの有害物質の流出及び建築物の崩壊等による石綿の飛散等に起因した大気汚染や水質汚濁による二次災害を防止するため、事業者の指導、モニタリング調査を次により行う。

ア 被災状況を勘察し、事業者に汚染物質の流出、拡散防止のための措置を指導する。

イ 必要に応じ、大気及び水質のモニタリング調査を行う。

(3) 応援協力関係

市町村は、大気汚染に関しては、調査地点の選定、検体の採取等、県が行う調査に協力し、水質汚濁に関しては、必要に応じ、事業者の指導、環境モニタリングなど必要な措置を講じる。

第 25 節 被災建築物の応急危険度判定 及び被災宅地の危険度判定

地震等による被災建築物の倒壊、落下物に伴う二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図るため、以下のとおり建築物等の応急危険度判定を行うものとする。

また、被災宅地の危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止する。

1 実施責任者

県(県土整備部)

市町村

2 実施内容

(1) 応急危険度判定制度

応急危険度判定士が建築物及び宅地の被災状況を現地調査して、危険度を判定し、判定結果を表示することにより、建築物及び宅地の所有者等に注意を喚起する。

(2) 応急危険度判定体制の確立

県は、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定のため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を養成・認定し、応急危険度判定のための体制を確立しておく。

(3) 被災者への説明

市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、市町村の活動の支援に努めるものとする。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら又は市町村内の被災建築物応急危険度判定士によっても建築物の応急危険度判定の実施が困難な場合及び被災宅地危険度判定士によっても宅地の危険度判定の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。
- (2) 県は、「地震災害時における応急危険度判定の実施に関する協定」に基づき、一般社団法人青森県建築士会に応急危険度の判定を要請する。
- (3) 県は、自ら又は県内の被災建築物応急危険度判定士によっても建築物の応急危険度判定の実施が困難な場合及び被災宅地危険度判定士によっても宅地の危険度判定の実施が困難な場合、又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、他県へ応援を要請する。
- (4) 県は、市町村の実施する建築物の応急危険度判定活動について、特に必要があると認めるときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。
- (5) 応援の要請を受けた関係機関は、これに積極的に協力する。

(資 料)

- 地震災害時における応急危険度判定の実施に関する協定 (資料編4-14-5)
- 被災建築物応急危険度判定要綱 (資料編4-14-6)
- 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 (資料編4-6-2)

第 26 節 金融機関対策

地震・津波災害時において、広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により、被災住民の当面の生活資金を確保するため、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

東北財務局青森財務事務所
日本銀行青森支店
日本郵便株式会社

2 実施内容

(1) 東北財務局青森財務事務所、日本銀行青森支店

ア 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、通貨の円滑な供給を確保する。

なお、被災地における現金供給や損傷通貨の引換えに支障が生じた場合及び生じると予想される場合には、関係機関で協議の上、状況に応じ必要な措置を講じる。

イ 金融機関の業務運営の確保

(ア) 被災地における金融機関の利用者に対し、窓口業務の維持を図るため、金融機関は窓口営業に最善の努力をするとともに、不可能な場合は迅速に被災店舗以外の店舗による支援体制を講じるよう指導する。

(イ) 罹災者の預金払戻しについて、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に応じた簡易な確認方法をもって実施するよう指導する。

(ウ) 定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預金、積金等を担保とする貸出に応じるよう指導する。

(エ) 為替の取扱い又は手形交換及び不渡処分について、適宜配慮するよう指導する。

(オ) 金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について、適宜配慮するよう指導する。

ウ その他金融機関の営業の確保

(ア) 証券会社の預り金払出しについて、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に応じた簡易な確認方法をもって実施するよう指導する。

(イ) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう指導する。また、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災状況に応じて猶予期間の延長を行うなど適宜配慮するよう指導する。

エ 災害応急措置に関する広報

上記災害応急対策のうち、損傷通貨に係る措置、イ及びウに掲げる措置については、速やかにその周知徹底を図る。

(2) 日本郵便株式会社

非常災害時における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じるものとする。

第 27 節 文教対策

地震・津波災害が発生した場合において、児童生徒等の生命、身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するため、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

県(総務部)

市町村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長)

県教育委員会

市町村教育委員会

国立・私立各学校管理者

2 実施内容

(1) 津波警報等及び地震・津波に関する情報等の把握並びに避難の指示

校長(園長を含む。以下同じ。)は、地震・津波災害が発生した場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、津波警報等及び地震・津波に関する情報等の把握に努めるとともに、各学校等であらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。また、配慮すべき特性を持つ児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障害児の避難は、教職員が背負うなど十分配慮して避難の指示を行う。

(2) 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施

県教育委員会、市町村教育委員会及び国立・私立学校等の管理者は、次の方法により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。

ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

イ 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。(分散授業又は二部授業を含む。以下エ及びオの授業についても同様とする。)

ウ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休校とし、自宅学習の指導をする。

エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、同一市町村内の文教施設が使用可能な場合は、当該文教施設において授業を行う。

オ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、同一市町村内の文教施設が使用不可能な場合は、公民館等の公共施設や近隣市町村の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合は、その地域の文教施設で授業を行う。

カ 校舎が指定避難所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度に応じ上記アからオまでに準じて授業を行う。

(3) 臨時休校等の措置

児童生徒等が平常どおり登校することにより、又は授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合には、次により臨時休校等の措置をとる。

なお、授業開始時刻以前に臨時休校等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知

に努める。

ア 県立学校等

学校長は、県立学校学則等にあらかじめ定めた基準により行う。この場合は、速やかに県教育委員会に報告する。

イ 市町村立学校等

市町村教育委員会又は各学校長があらかじめ定めた基準により行う。ただし、各学校長が行う場合は、速やかに市町村教育委員会に報告する。

ウ 国立・私立学校等

校長が、各学校等が定めた基準により行う。

(4) 学用品の調達及び給与

県及び市町村は、児童生徒が学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を調達し、給与する。

ア 給与対象者

災害により住家が全壊(焼)、半壊(焼)、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失し、又は損傷し、就学に支障を来した小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。))及び高等学校等生徒(高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。)

イ 学用品の種類等

(ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

(イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

ウ 学用品の調達

県教育委員会及び市町村教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(ア) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店または教科書供給所から調達する。

(イ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、業者等から調達する。なお、市町村教育委員会において調達が不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

エ 給与の方法

(ア) 県教育委員会及び市町村教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配付する。

(イ) 校長は、配付計画を作成し、保護者の受領書を徴し、配付する。

(5) 被災した児童生徒の健康管理

被災した児童生徒の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。

特に、精神的に不安定になっている児童生徒に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心のケアや地域の医療機関等との連携による健康相談等を行う。

(6) 学校給食対策

ア 校長及び市町村教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、市町村と協議し、速やかに復旧措置を講じる。

イ 学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会及び関係業者の協力を得て確保する。

(7) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

(8) 文化財対策

文化財は貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施するものとする。

ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を市町村教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。

イ 県教育委員会及び市町村教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

ウ 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が県教育委員会及び市町村教育委員会の指導・助言により必要な措置を講じる。

3 応援協力関係

(1) 教育施設及び教職員の確保

ア 市町村教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ、教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。

イ 私立学校管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他の私立学校管理者、市町村教育委員会又は県へ、教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。

ウ 県、県教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合又は市町村教育委員会若しくは私立学校管理者からの応援要請事項の実施が困難な場合、他県、他県の教育委員会へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。

エ 県教育委員会は、市町村教育委員会の実施する教育について、特に必要があると認めたときは、他市町村教育委員会に応援を要請する。

オ 応援の要請を受けた関係機関は、これに積極的に協力する。

(2) 教科書・学用品等の給与

ア 市町村は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、県へ学用品等の給与の実施について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。

イ 県は、自ら学用品等の給与の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品については東北経済産業局へ、調達について応援を要請する。

ウ 県は、市町村の実施する学用品等の給与について、特に必要があると認めたときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。

エ 応援の要請を受けた関係機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の学用品の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助

法施行細則による。

(資 料)

- 国指定文化財 (資料編3-14-1)
- 県指定文化財 (資料編3-14-2)
- 学校給食(小麦粉製品加工業者、牛乳供給業者) (資料編4-26-1)
- 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 (資料編4-6-2)

第 28 節 警備対策

地震・津波災害時において住民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と秩序の維持を図るため、以下のとおり警備対策を行うものとする。

1 実施責任者

県警察

2 実施内容

(1) 警備体制の確立及び災害警備本部等の設置

「青森県警察災害警備計画」に定めるところにより、災害発生のおそれがある場合には、県警察本部に警備対策室を設置し、準備体制を確立する。

また、災害が発生したときは、県警察本部及び警察署に警備体制を確立するとともに災害警備本部等を設置する。

(2) 警備部隊の編成・運用

「青森県警察災害警備計画」に定めるところにより、警備部隊を編成し、運用する。

(3) 活動内容

「青森県警察災害警備計画」に定めるところにより、次の活動を基本として運用する。

ア 災害関連情報の収集及び伝達

イ 被災者の救出救助及び避難誘導

ウ 行方不明者の捜索及び遺体の見分

エ 被災地域における交通規制

オ 被災地域における社会秩序の維持

(ア) 県警察は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

(イ) 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(ウ) 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

カ 被災地における広報活動

3 応援協力関係

(1) 市町村及び自主防犯組織は、県警察の実施する警備活動に協力する。

(2) 県警察は、必要に応じて「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき、一般社団法人青森県警備業協会に協力を要請する。一般社団法人青森県警備業協会は、県警察から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、業務を提供する。

(資料)

○ 災害時における交通誘導業務等に関する協定

(資料編4-28-2)

第 29 節 交通対策

地震・津波災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、以下のとおり交通施設の保全及び交通規制等を行うものとする。

1 陸上交通

(1) 実施責任者

- ア 応急措置
 - 道路管理者
 - 鉄道事業者
- イ 交通規制
 - 県警察
 - 道路管理者

(2) 実施内容

- ア 道路等の被害状況等の把握
 - (ア) 道路管理者等は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に調査把握する。
 - (イ) 県警察は、自ら及び関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を早急に調査把握する。
- イ 交通施設の保全
 - (ア) 道路の応急措置
 - a 道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早急に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講じる。
 - b 道路管理者は、応急復旧に長時間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に、付近の適当な場所を一時的に代替道路として開設する。
 - c 道路管理者は、被害が広範囲にわたり、被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通確保に最も効果的で、かつ、比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急復旧を実施する。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ応急復旧の支援を要請する。
 - d 道路管理者は、道路占有工作物(電力、ガス、上下水道、電話)等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全確保措置を命じる。
 - (イ) 鉄道施設の応急措置
 - a 鉄道事業者は、災害により列車の運転に支障が生じる事態が発生した場合は、列車の避難又は停止を行う。
 - b 鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。
 - c 線路、橋梁等関係施設に被害が生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋等の応急工事を実施する。

ウ 交通規制

(ア) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、通行の禁止・制限、う回路、代替路線の設定等を実施する。

(イ) 県警察の交通規制

a 県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、的確かつ円滑な災害応急対策を講じるため緊急の必要があると認められた場合及び災害時における道路の危険を防止するため特に必要があると認められた場合は、通行の禁止・制限、う回路の設定等を実施する。

b 県警察は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められた場合は、当該車両の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。

また、移動等の措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとる。

なお、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、通行禁止区域等において自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な同上の措置をとる。

(ウ) 道路管理者と県警察の連絡協議

道路管理者及び県警察は、通行の禁止・制限の規制に当たっては、相互に連絡協議する。

(エ) 標識の設置等交通規制の周知徹底

道路管理者及び県警察は、通行の禁止・制限の規制を行った場合、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため既定の標識を設置することが困難又は不可能な場合は、適宜の方法により通行を禁止・制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たるほか、通行止めや通行状況が道路利用者に確実に伝わるようICT技術を活用し、ビーコン、ETC2.0、情報板及びインターネット等により迅速に情報提供する。

また、これらの規制を行った場合は、適当なう回路を設定し、あるいは輻輳を避けるため代替路線を指定した場合は、必要な地点に図示するなどの方法によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

(オ) 関係道県等との連携

警察(東北管区警察局、県警察)は、災害対策基本法による緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止・制限する場合、その災害地の実態、災害地への道路及び交通の状況あるいは規制措置内容等について、関係道県、関係警察、関係市町村と相互に緊密な連携をとることとする。

(3) 応援協力関係

ア 道路

(ア) 市町村は、自ら応急工事の実施が困難な場合、県へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。

(イ) 県は、自ら応急工事の実施が困難な場合、又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(ウ) 東北地方整備局、東日本高速道路株式会社は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員

の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(エ) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

イ 鉄道

(ア) 鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保について応援を要請する。

(イ) 鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(ウ) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

ウ 交通規制等

(ア) 県警察は、大規模災害時に交通規制を円滑に行うための交通誘導の実施、被災情報の提供等について、「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき一般社団法人青森県警備業協会に協力を要請する。一般社団法人青森県警備業協会は、県警察から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、業務を提供する。

(イ) 県警察は、大規模災害時における災害応急対策を円滑に行うための路上放置自動車の排除について、「災害が発生した場合の通行の妨害となっている放置自動車等の排除活動に関する覚書」に基づき、一般社団法人日本自動車連盟東北本部青森支部に協力を要請する。一般社団法人日本自動車連盟東北本部青森支部は、県警察から要請を受けたときは、現場指揮官の指示に従い、所有する車両、装備等の範囲内で通行妨害車両等の排除活動を行うものとする。

(資料)

- 道路図 (資料編1-6-4)
- 鉄道航路図 (資料編4-28-1)
- 災害時における交通誘導業務等に関する協定 (資料編4-28-2)
- 災害が発生した場合の通行の妨害となっている放置自動車等の排除活動に関する覚書 (資料編4-28-4)

2 海上交通

(1) 実施責任者

ア 応急措置

港湾・漁港管理者(県・市町村)

東北地方整備局(青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所)

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)

イ 海上交通規制

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)

(2) 実施内容

ア 船舶の避難

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、災害により、在港船舶が港湾施設を破壊し、又は船舶が遭難するおそれがある場合、これらの危害を防ぐため港湾管理者、県警察、漁業協同

組合、その他海運業者と連携を密にし、在港船舶に対し、河川又は港外の安全な場所へ避難するよう港則法に基づき勧告、指示する。

イ 港湾施設等の保全

(ア) 港港湾管理者は、港湾施設について早急に被災状況を把握し、東北地方整備局に対して被災状況を報告する。東北地方整備局及び港湾管理者は、港湾施設が被災した場合、物資等の輸送ができるよう航路啓開を行うとともに、防波堤・岸壁・物揚場等の工事及び航路・泊地のしゅんせつ等の応急工事を必要に応じて実施する。

また、漁港管理者は、漁港施設が被災した場合、物資等の輸送ができるよう、同上の応急工事を実施する。

(イ) 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、水路航路灯・浮標等の流出、移動等航路施設に被害が生じた場合、関係機関に通報し、その旨を周知徹底するとともに、応急復旧の措置をとり、場合によっては応急標識を設置する。

(ウ) 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、水路が損壊し、又は水深に異常が生じた場合、関係機関に通報し、その旨を周知徹底する。

(エ) 港湾内における流木等障害物の除去については、第4章第16節「障害物除去」による。

ウ 海上交通規制

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、災害応急対策活動の遂行上、又は航路障害のため船舶交通の規制を行う必要がある場合は、航行禁止・制限区域の設定又は巡視船艇による交通規制を行う。

(3) 応援協力関係

ア 市町村は、自ら港湾施設等の応急工事の実施が困難な場合、県へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

イ 県は、自ら港湾施設等の応急工事の実施が困難な場合、又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

ウ 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

(資料)

- 港湾図 (資料編1-6-2)
- 港湾の現況 (資料編1-6-3)
- 港湾の避難可能船数 (資料編4-28-3)

3 航空交通

(1) 実施責任者

東京航空局(三沢空港事務所、青森空港出張所)

県(青森空港管理事務所)

自衛隊

(2) 実施内容

ア 航空機の避難

三沢空港事務所等は、災害により空港内の航空機に被害が発生するおそれがある場合には、

状況に応じ、空港内の航空機を格納庫へ収容させ、又は他空港へ避難させる。

イ 航空施設の保全

三沢空港事務所等は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、応急工事を実施する。

なお、三沢空港にあつては、必要に応じ自衛隊がこれに協力する。

ウ 航空交通管制

三沢空港事務所等は、上記イにより施設の使用を一時停止する措置を講じた場合、航空機(乗組員)に対し、必要な情報を提供するなどにより航空交通の安全に努める。

(3) 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

地震・津波災害が発生した場合、日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできない電力・ガス・上下水道・電気通信・放送の各施設を防護し、その機能を維持するため、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

1 電力施設

(1) 実施責任者

東北電力株式会社青森支店、東北電力ネットワーク株式会社青森支社

(2) 実施内容

ア 応急復旧

災害時には、社員及び工事業者を動員し、電力施設に係る被害状況を把握するとともに、工事業者及び他電力会社との相互融通により復旧資材を確保し、迅速に応急復旧を行う。また、送電ルートの切り替え等により電力供給確保に努める。

イ 県、市町村等への協力要請

復旧仮設用地、資機材置場の緊急確保が困難な場合は、県、市町村等に協力依頼し、確保に努める。

ウ 電力融通

災害が発生し、電力需要に著しい不均衡が予想される場合は、必要により各電力の緊急融通を行う。

エ 二次災害の予防措置

(ア) 災害の拡大防止

移動無線、保安電話などによる連絡体制の強化を図るとともに、的確な初期対応により災害の拡大防止を図る。

(イ) 危険予防

災害時においても、電力供給継続を原則とするが、警察・消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

オ 広報

被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の事項についてテレビ、ラジオ、新聞等を通じて広報を行うほか、広報車等により直接当該地域への周知を図る。

(ア) 停電に関する広報

停電による社会不安除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。

(イ) 公衆感電事故防止に関する広報

公衆感電事故を防止するため、特に次の事項について広報を行う。

a 無断昇柱、無断工事をしないこと

b 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東北電力(株)青森支店、東北電力ネットワーク株式会社青森支社に通報すること

c 断線垂下している電線に絶対触らないこと

d 送・配電線及びその他の電気工作物に接近している樹木を伐採するときは、速やかに東北

電力株式会社青森支店、東北電力ネットワーク株式会社青森支社に連絡すること

(3) 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

(資料)

- 電力施設 (資料編3-17-1)
- 電力災害用資機材の保有状況 (資料編3-17-2)

2 ガス施設

(1) 実施責任者

都市ガス事業者
青森ガス株式会社
八戸ガス株式会社
弘前ガス株式会社
十和田ガス株式会社
五所川原ガス株式会社
黒石ガス株式会社
エルピーガス事業者

(2) 実施内容

ア ガス施設の災害対応

ガス事業者は、ガス施設の被災状況に応じて、製造・供給の停止、休止、継続を的確に行う。

イ 復旧体制

ガス事業者は、導管網の復旧、供給の再開等に全力を尽くすとともに、状況に応じて近隣のガス事業者等に応援を要請する。

ウ 応急復旧

(ア) 被害の程度に応じた応急修繕を行い、速やかにガスの供給を再開する。なお、ガスの供給を再開するに当たっては、全戸の個別確認の上慎重を期する。

(イ) 災害の状況により、供給可能な地域は、供給系統を変え、ガス遮断区域を最小限に食い止める。

エ 二次災害の防止

ガス事業者は、災害時には被災地域のガス供給停止又は供給制限により二次災害の防止と周辺地区の安定供給を図る。

オ 広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要がある場合は、需要者及び住民に対し、広報車等により災害に関する各種の情報を広報する。

(3) 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

(資料)

- 都市ガス製造施設 (資料編3-17-3)
- ガス漏えい災害用資機材の保有状況 (資料編3-17-4)

3 上下水道施設

(1) 上水道施設

ア 実施責任者

水道事業者

水道用水供給事業者

イ 実施内容

(ア) 飲料水の確保

水道事業者は、飲料水の確保に努める。なお、被災の状況に応じて他市町村、県、自衛隊等関係機関に応援を要請する。

(イ) 復旧体制

水道事業者は、被災施設の復旧計画を早急に策定し、機能回復を図るため、工事施工業者などと連絡を密にして緊急体制をとる。なお、被災の状況に応じて他市町村、県、自衛隊等関係機関に応援を要請する。

(ウ) 応急復旧

- a 水道施設の被災に対しては、あらかじめ備蓄している応急復旧資材により、応急復旧を行う。
- b 各浄水場は、原水のろ過能力の低下を防止するため、原水処理薬品類により所要の浄化能力を確保する。
- c 災害時の停電に際しては、自家発電等により制御機器を操作し、速やかに応急給水を行う。
- d 自然流下管路の被害に対しては、速やかに応急復旧を行い、断水時間の短縮を図るほか、浄水場、配水池、主要管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関等に配水する管路については、優先的に復旧を行う。

(2) 下水道施設

ア 実施責任者

下水道事業者

イ 実施内容

(ア) 応急復旧

a 管渠施設

下水道事業者は、被災時には管渠施設の機能を確保し、排水に万全を期するため、汚水、雨水の疎通、排除に支障のないよう応急復旧を実施する。

b 処理施設

下水道事業者は、被災時には予備機器への切り換えを迅速に行い、また、停電時には非常用自家発電装置により運転を行うなど、処理機能の低下、停止を防止する。

(3) 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

(資料)

- | | |
|-----------------|-------------|
| ○ 浄水場等施設 | (資料編3-17-5) |
| ○ 水道防災用資機材の保有状況 | (資料編3-17-6) |
| ○ 下水道施設の現況及び計画 | (資料編3-17-7) |

4 電気通信設備

(1) 実施責任者

東日本電信電話株式会社青森支店
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店)
KDDI 株式会社
ソフトバンク株式会社

(2) 実施内容

ア 体制の確立

災害により電気通信設備が被害を受け、又はおそれがあるときは、東日本電信電話株式会社青森支店において定める災害等対策実施細則に基づき、情報連絡室又は災害対策本部を設置する。

イ 情報収集及び連絡

(ア) 電気通信設備の被害状況を把握するとともに、関係機関から気象、交通、道路、河川及び電気等の状況に関する情報を収集する。

(イ) 電気通信設備の被害、通信障害の状況やその原因及び復旧状況は、速やかに県災害対策本部及び関係機関、報道機関等へ通報する。

ウ 災害対策用機器、車両の確保

災害対策時において通信サービスを確保し、又は被害を迅速に復旧するため、必要に応じて次に掲げる機器及び車両を配備する。

(ア) 非常用衛星通信装置

(イ) 非常用無線装置

(ウ) 非常用交換装置

(エ) 非常用伝送装置

(オ) 非常用電源装置

(カ) 応急ケーブル

(キ) 災害対策指揮車

(ク) 雪上車及び特殊車両

(ケ) その他応急復旧用諸装置

エ 要員、災害対策用資機材の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、電気通信設備の被害を防御し、又は被害の拡大を防止するため、平時から出動要員及び次に掲げる資機材等を確保する。

(ア) 災害対策用資材、器具、工具、消耗品

(イ) 食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品

オ 電気通信設備等及び災害対策用資機材の整備点検

電気通信設備等及び災害対策用資機材の数量を常に把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(ア) 電気通信設備の防水、防風、防雪、防火又は耐震の実施

(イ) 可搬型無線機等の災害対策用機器及び車両

(ウ) 予備電源設備及び燃料、冷却水等

- (エ) その他防災上必要な設備及び器具等
- カ 電気通信設備及び回線の応急復旧措置
電気通信設備等に災害等が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し、応急の措置を行う。
- キ 通信そ通に対する応急措置
災害等により電気通信サービスが停止し、又は通信が著しく輻輳した場合、臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置及び臨時公衆電話の設置を実施する。
- ク 通信の優先利用
災害時優先電話の利用又は非常電報、緊急電報を優先して取り扱う。
- ケ 通信の利用制限
災害が発生し、通話が著しく輻輳した場合は重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。
- コ 災害対策機器による通信の確保
- サ 災害用伝言ダイヤルの運用
- シ 災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置
- ス 広報
災害が発生した場合、通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するなど、通信のそ通ができないことによる社会不安解消に努める。

(3) 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

(資料)

- 通信事業者の支店の所在地 (資料編3-3-13)
- 電気通信災害用資機材の保有状況 (資料編3-17-8)

5 放送施設

(1) 実施責任者

日本放送協会青森放送局
青森放送株式会社
株式会社青森テレビ
青森朝日放送株式会社
株式会社エフエム青森

(2) 実施内容

ア 放送施設対策

災害時において、放送施設に障害が発生し、平時の運用が困難となったときは、原則として次の措置により放送送出の確保に努める。

(ア) 放送機等障害時の措置

放送機などの障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り換え、災害関連番組の送出継続に努める。

(イ) 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断線したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

(ウ) 放送所障害時の措置

災害のため、放送局の放送所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の放送所を開設し、放送の継続に努める。

イ 視聴者対策

日本放送協会は、災害時における受信の維持・確保のため次の措置を講じる。

(ア) 受信機の復旧

被災した受信機の取り扱いについて周知するとともに、関係機関等との連携により、被災受信機の復旧に向けて受信相談・受信機応急修理を行う。

(イ) 指定避難所等での放送受信の確保

指定避難所等において災害関連放送の受信を確保するため、受信機の貸与・設置などの対策を講じ、視聴者への情報の周知を図る。

(3) 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第31節 石油燃料供給対策

地震・津波災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、県民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料が供給できるよう、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

国
県(商工労働部)
市町村

2 実施内容

(1) 供給体制の整備

国・県・市町村、事業者は、関係機関相互の連携により、災害時における石油燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。

(2) 関係機関相互の連携による石油燃料の供給

ア 国

県の要請に基づき、関係業界団体の協力を得るなどの方法により、石油燃料の供給の確保を図るものとする。

イ 県

石油燃料の調達又は安定供給の必要があると認めるときは、「災害時における石油燃料の調達及び安定供給に関する協定」に基づき、青森県石油商業組合に協力を要請する。

また、必要に応じて、国や事業者等に協力を要請する。

なお、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

ウ 市町村

それぞれの地域防災計画に基づき石油燃料を調達するが、石油燃料が不足し、又は確保できない場合は、近隣の県石油商業組合各支部に対して石油燃料確保に係る調整を依頼する。当該調整によっても確保できない場合は、県に応援を要請する。

エ 事業者等

県からの要請があったときは、でき得る範囲内において最大限の協力をを行う。

3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

(資料)

- 災害時における石油燃料の調達及び安定供給に関する協定書 (資料編3-30-1)

第 32 節 危険物施設等災害応急対策

地震・津波災害が発生した場合において、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射性同位元素使用施設の被害(放射性物質の大量の放出による被害を除く)の拡大を防止し、又は最小限に止めるとともに、二次災害の発生を防止するため、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

また、施設の関係者及び周辺住民に対する危険防止を図るため、必要な措置を行う。

1 危険物施設

(1) 実施責任者

危険物施設の所有者、管理者、占有者

県(危機管理局)

県警察

市町村

(2) 実施内容

ア 危険物施設の所有者、管理者、占有者

(ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類等の危険物を安全な場所に移し、あるいは注水冷却するなどの安全措置を講じる。

(イ) 市町村(消防機関)及び県警察へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するように警告する。

(ウ) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動等を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動等を実施する。

(エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して誘導するとともに、消防機関に対し、爆発性、引火性又は有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動に協力する。

イ 県警察

(ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。

(イ) 危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し必要な警告を発し、特に急を要する場合は、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置を講じる。また、市町村(消防機関)職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。

なお、この場合は、その旨市町村(消防機関)へ通知する。

ウ 県(危機管理局)

(ア) 消火活動等について、特に必要があるときは、当該市町村(消防機関)からの要請により他市町村(消防機関)に応援するよう調整する。

(イ) 市町村から自衛隊の災害派遣要請の要求があったとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市町村から化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。

エ 市町村(消防機関)

(ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。

- (イ) 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者、占有者に対して、危険物施設の設備等の基準に適合させるよう命じ、又は施設の使用の停止を命じる。
また、公共の安全の維持、又は、災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、施設の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。
- (ウ) 危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (エ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- (オ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村(消防機関)に対して応援を要請する。
- (カ) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援を要請する。

2 高圧ガス施設

(1) 実施責任者

高圧ガス施設の所有者、占有者
関東東北産業保安監督部東北支部
県(危機管理局)
県警察
市町村

(2) 実施内容

ア 高圧ガス施設の所有者、占有者

(ア) 高圧ガス施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は少量ずつ放出する。また、充てん容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水(地)中に埋めるなどの安全措置を講じる。

(イ) 県、県警察及び市町村(消防機関)へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

イ 県警察の措置

危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

ウ 県

(ア) 製造業者、販売業者、貯蔵所の所有者若しくは占有者又は消費者等に対して、高圧ガス製造施設、貯蔵所の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

(イ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者、占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じる。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請、他市町村からの応援要請については、危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

3 火薬類施設

(1) 実施責任者

火薬類施設及び火薬類の所有者、占有者
関東東北産業保安監督部東北支部
県(危機管理局)
県警察
市町村

(2) 実施内容

ア 火薬類施設または火薬類の所有者、占有者

(ア) 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張り人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講じるなどの安全措置を講じる。

(イ) 県、県警察及び市町村(消防機関)へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

イ 県警察

危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

ウ 県

(ア) 製造業者、販売業者又は消費者等に対して、製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命じ、又は製造、販売、貯蔵、運搬、消費、廃棄を一時禁止し、又は制限する。

(イ) 火薬類の所有者、占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。

(ウ) 上記(ア)、(イ)の措置を講じたときは、直ちにその旨を県警察へ通報する。

エ 市町村(消防機関)

危険物施設の場合に準じた措置(ただし(イ)を除く。)を講じる。

4 毒物・劇物施設

(1) 実施責任者

毒物・劇物営業者
県(健康福祉部)
県警察
市町村

(2) 実施内容

ア 毒物・劇物営業者

(ア) 毒物・劇物施設等が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散、漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講じる。

(イ) 県、県警察及び市町村(消防機関)へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

イ 県警察

危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

ウ 県(健康福祉部)

- (ア) 毒性、劇性の及ぶ危険区域を指定し、県警察、消防機関と連携をとり、交通遮断、緊急避難、広報活動等必要な措置を講じる。
- (イ) 危険区域は、危害のおそれが消滅するまで、関係者以外の立入りを禁止して被害の拡大を防止し、除毒方法を講じて早急に復旧する。
- (ウ) 危険区域への立入禁止の解除に当たっては、関係機関と連絡を密にし、混乱のないよう措置する。

エ 市町村

- (ア) 火災に際しては、施設の防火管理者との連絡を密にして、施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止する。
- (イ) 大量放出に際しては、関係機関と連携をとり、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

5 放射性同位元素使用施設

(1) 実施責任者

放射性同位元素使用施設の管理者
 県(危機管理局、関係部)
 県警察
 市町村

(2) 実施内容

ア 放射性同位元素使用施設の管理者

- (ア) 災害の発生について速やかに原子力規制委員会、警察署、及び火災の場合は市町村(消防機関)に連絡する。
- (イ) 施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るため、施設の点検要領を定めて緊急措置を講じる。
- (ウ) 被害拡大防止策を講じる。
- (エ) 放射線治療中の被災者から他の者が被ばくしないよう必要な措置を講じる。

イ 県警察

県、市町村と連携し、住民に対する広報、避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等の措置を講じる。

ウ 県(危機管理局、関係部)

災害の発生について市町村からの連絡を受け、消防庁等関係省庁に連絡する。

エ 市町村

放射線源の露出(密封線源)、流出(非密封線源)等について速やかに県に報告するものとし、被害状況に応じ危険区域の設定、被害拡大防止等の措置を講じる。

6 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

(資料)

- 石油コンビナート等防災資機材の保有状況 (資料編3-3-8)
- 化学消火薬剤の保有状況 (資料編3-3-9)
- 流出油防除資機材の保有状況 (資料編5-2-1)

第33節 海上排出油等及び海上火災応急対策

地震・津波災害に起因して、青森県沿岸海域において油等の漏えい、排出、漂着、火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、排出油等の防除、災害拡大防止のため、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

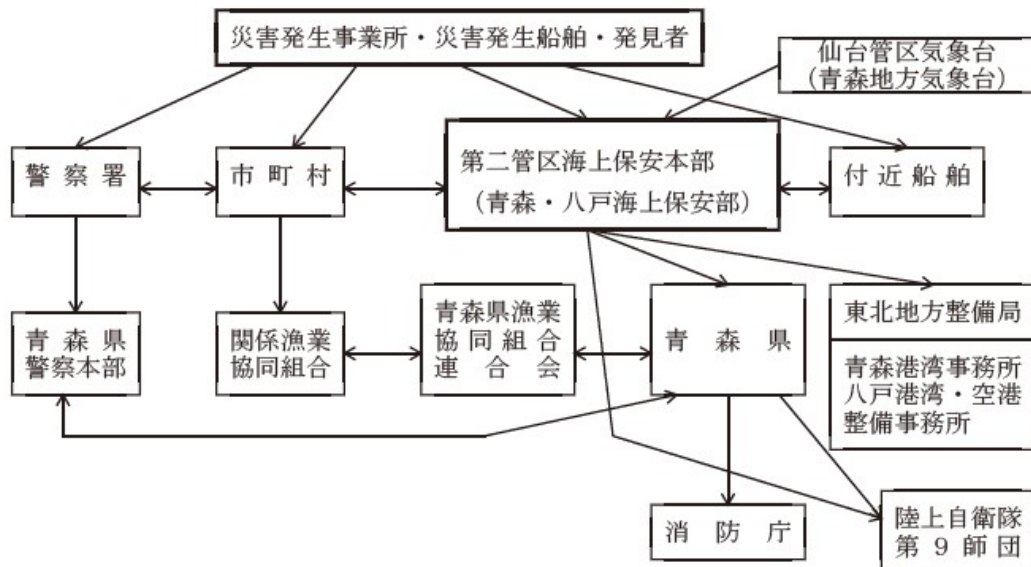
1 実施責任者

災害発生事業所(船舶の所有者、管理者、占有者等を含む。)
 漁業協同組合
 東北地方整備局(青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所)
 仙台管区气象台(青森地方气象台)
 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)
 県警察
 県(環境生活部、農林水産部、県土整備部、危機管理局)
 沿岸市町村
 港湾・漁港管理者(県、市町村)

2 実施内容

(1) 情報の収集・伝達

ア 海上災害が発生した場合における情報の収集、伝達は次により行う。関係機関は災害情報連絡のため通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



イ 青森県沿岸海域において大量の油が排出し、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合は、青森県沿岸排出油等防除協議会会長(青森海上保安部長)又は地区部会長(青森地区部会は青森海上保安部長、八戸地区部会は八戸海上保安部長)は、会員に連絡する。

(2) 災害発生事業所（船舶の所有者、管理者、占有者等を含む。）の措置

ア 所轄消防機関、第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）、又は市町村等関係機関に災害発生について直ちに通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意を喚起する。また、必要に応じ、付近住民に避難するよう警告する。

イ 自衛消防隊、その他の要員により次の排出油等防除活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ他の関係企業の応援協力を求める。

(ア) 大量油の排出があった場合

- a オイルフェンスの展張、その他排出された油の拡がりを防止するための措置をとる。
- b 損傷箇所を修理するとともに、さらに残油が排出されないよう防止するための措置をとる。
- c 損壊タンク内の残油を抜き取る、又は他の損壊していないタンクへ移し替える。
- d 排出された油の回収作業を行う。
- e 排出された油の海岸漂着を防止できない場合は、油が漂着した海岸で回収作業を行う。
- f 油処理剤を散布し、排出油の処理を行う。

（なお、油処理剤の使用については十分留意するものとする。）

(イ) 危険物の排出があった場合

- a 損傷箇所の修理を行う。
- b 損壊タンク内の危険物を抜き取る、又は他の損壊していないタンクへ移し替える。
- c 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。
- d 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
- e 船舶にあつては、曳航索の垂下を行う。
- f 船舶にあつては、安全な海域へ移動し、投錨する。
- g 消火準備を行う。

(ウ) 海上火災が発生した場合

- a 放水、消火剤の散布を行う。
- b 付近にある可燃物を除去する。
- c 火災の発生していないタンク等への冷却放水を行う。
- d 火点の制御を実施する。
- e 船舶にあつては、曳航索の垂下を行う。
- f 船舶にあつては、安全な海域へ移動し、投錨する。

ウ 第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）又は消防機関に対し、爆発性、引火性、物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様を報告するとともに、その指示に従い、積極的に消火活動及び排出油等防除活動に協力する。

エ 災害発生事業所のみによる油等の排出の防止、除去及び消火活動が困難な場合は、指定海上防災機関に業務を委託する。

(3) 第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）の措置

ア 災害応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。

イ 付近船舶の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。

ウ 付近船舶の安全を確保するため、航行の制限又は禁止及び移動命令等必要な措置を行うとともに、付近海域における火気使用の制限又は禁止等の措置を講じる。

エ 災害発生船舶又は施設に対し、災害局限措置の指示を行う。

オ 船体並びに排出油等の非常処分を行う。

カ 巡視船艇を出動させ、関係市町村と連携し、港湾関係団体等の協力を得て排出油等の拡散防止、除去活動及び消火活動を実施する。消火活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行うものとする。

なお、業務協定により、①埠頭又は岸壁に繫留された船舶及び上架又は入渠中の船舶並びに②河川湖沼における船舶の消火活動は、主として消防機関が担任し、①及び②以外の船舶の消火活動は主として第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)が担任し、それぞれ相互に協力して、消火活動を行う。

キ 航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者等が必要な措置等を講じていない場合は、措置を講じるよう命じる。

ク 油等が大量に排出した場合、原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講じる。

ケ 緊急に防除のための措置を講じる必要がある場合において、原因者が防除措置を講じていないと認められるとき、又は防除措置を講じるとまのないときは、指定海上防災機関に指示する。

コ 大量の油等の排出や多数の者の避難を伴う船舶の火災等港湾の機能を停止させるような大規模な事故が発生し、自己の消防力等では対処できない場合又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに、防災関係機関等に対して応援を要請する。

また、化学消火薬剤等必要資機材の確保が困難である場合は、県へその確保につき応援協力を求める。

サ 大量の油等の排出事故があった場合、必要に応じ、関係行政機関の長等に対し、海上汚染を防止するため必要な措置を講じることを要請する。

(4) 東北地方整備局（青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所）の措置

油排出事故が発生した場合、要請等を受けて、油回収船を出動させ、防除活動を行う。

(5) 仙台管区气象台（青森地方气象台）の措置

気象・海象に関する情報を提供する。

(6) 沿岸市町村の措置

ア 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は一般住民の立入制限、退去等を命じる。

イ 回収油等の仮置き場所を確保するとともに、海上排出油及び沿岸漂着油等の防除活動を行う。また、地元海面の浮流油を巡視、警戒し、環境モニタリング等必要な措置を講じる。

ウ 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等排出防止措置について指導する。

エ 消防計画等により消防隊を出動させ、第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、排出油等の拡散防止活動及び消火活動を実施する。消火活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。

オ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他の防災関係機関に対して、応援の要請を行う。

(7) 県警察の措置

海上事故により油等が大量に排出した場合、関係機関と緊密に連携して地域住民等の避難誘導、

立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施する。

(8) 県の措置

ア 沿岸に漂着した海上排出油等に対処するため、関係機関と協力の上、油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講じる。

イ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)又は関係市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力するとともに、その他陸上火災に準じて必要な措置をとる。

(9) 港湾・漁港管理者の措置

港湾、漁港管理者は、港湾、漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講ずるとともに、港湾機能に支障を来すおそれがある場合、又は第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)若しくは関係市町村から協力を求められた場合は、曳き船等により、積極的に災害応急活動等に協力する。

(10) 青森県沿岸排出油等防除協議会の措置

青森県沿岸排出油等防除協議会会長又は地区部会長は、大量の油が排出され、沿岸に漂着するなどした場合には、必要に応じ総合調整本部を設置し、協議会会員に対し、情報の共有や既に実施された防除措置の状況の周知等に努めるとともに、迅速かつ的確な防除活動が実施できるよう調整する。

協議会会員は、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ防除活動を実施する。

3 応援協力関係

防災関係機関は、市町村、県、海上保安本部(青森・八戸海上保安部)から応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。

(資料)

- 化学消火薬剤の保有状況 (資料編3-3-9)
- 流出油防除資機材の保有状況 (資料編5-2-1)
- 海上火災等対策用船舶の状況 (資料編5-2-2)
- 青森海上保安部と青森地域広域消防事務組合との業務協定書 (資料編5-2-3)
- 八戸海上保安部と八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部との業務協定 (資料編5-2-4)
- 青森県沿岸流出油等防除協議会連絡図 (資料編5-2-5)